令和５（2023）年度

自　己　点　検　評　価　書

[学長戦略室 評価部門]

亀田医療大学

亀田医療大学

目　次

Ⅰ. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等・・・・・ 3

Ⅱ. 沿革と現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
基準 1. 使命・目的等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
基準 2. 学生・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
基準 3. 教育課程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
基準 4. 教員・職員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
基準 5. 経営・管理と財務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
基準 6. 内部質保証・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43

Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価・・・・・・・・・・・・・・・ 48
基準 A. 地域社会貢献・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
A－1. 地域社会への貢献に関する活動・・・・・・・・・・・・・・・ 48

Ⅴ. 特記事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1. 医療法人鉄蕉会との連携 50

Ⅵ. 法令等の遵守状況一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51

Ⅶ. エビデンス集一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63

エビデンス集（データ編）一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63

エビデンス集（資料編）一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 64

Ⅰ．建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

建学の精神・大学の基本理念

平成 21(2009)年 4 月に設立された学校法人鉄蕉館（平成 21(2009)年 4 月 23 日に学校法人結城学園（平成元(1989)年 3 月 31 日設立）から改称。以下「本法人」という。）は、その使命として、「我々は、愛の心をもって、学修者が能力を最大限に発揮できるように支援し、自らの幸せと社会に貢献できる人材を育成すること。」を掲げている。また、平成 24(2012)年 4 月に創立された亀田医療大学（以下「本学」という。）は、以下「HEART」に集約された特性をもつ教養豊かな医療人を輩出することを基本理念としている。

H ： Humanity（人間への愛と尊厳）
E ： Empowerment（動機付け、個人に内在する力の向上）
A ： Autonomy（自律性と専門性）
R ： Reason（理性）
T ： Team（チーム医療）

使命・目的

建学の精神・理念に基づく大学及び大学院の目的は次のとおりである。

① 大学の目的

本学は、教育基本法及び学校教育法に則り、保健医療福祉分野における学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開できる専門職者を育成することを目的とする。

② 大学院の目的

本大学院は、看護医療分野に関する学術の理論及び応用を教授研究し、深い学識及び卓越した教育・研究・実践能力を培い、看護学及び医科学の発展と地域社会における人々の健康と福祉の向上に寄与することを目的とする。

大学の個性・特色等

本法人の歴史は、江戸時代に遡り、亀田家の 6 代目、亀田自證（じしょう）が長崎で蘭学を学び、当地域に「鉄蕉館」という蘭学塾と診療所を開設し、診療活動と医療、看護教育活動を開始したことに始まる。

本学では、この進取の気性を継承すべく看護師教育に邁進しており、特に看護教育の要である臨地実習において、平成 21(2009)年、日本で初めて JCI（世界標準の医療評価認証）を取得し、米国 Newsweek 誌 World's Best Hospitals において、令和 5(2023)年度も世界 47 位にランクイン（日本の医療機関の中では第 3 位）した医療法人鉄蕉会亀田メディカルセンターを本学の主な実習施設とし、実習指導者会議や臨床指導者研修を行う等、密接な連携により、充実した実習環境を学生に提供し、優秀な看護師を輩出し続けている。

また、教学面においては、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）及びアセスメント・ポリシーに基づきポートフォリオ作成、PROG テスト等の実施により、学修成果の可視化を実践している。

大学院教育においては、令和元(2019)年当時、県南唯一の看護学研究科修士課程を開設し、3 領域（「看護管理学領域」、「実践看護学領域」、「ウィメンズヘルス・助産学領域」）にて構成されているが、令和 3(2021)年度、「実践看護学領域」に高度実践看護師コース（「がん看護専門看護師コース」、「精神看護専門看護師コース」）が整備され、さらに、令和 5(2023)年度には「クリティカルケア看護学」、「エンドオブライフケア学」を設置し、亀田総合病院看護部等の社会人大学院生の要望に応えている。

令和 5(2023)年度、本学では初めてとなる保健師養成課程修了者から保健師 9 人(合格率

100%)、研究科修士課程から助産師 3 人（合格率 100%）を誕生させた。
　上記のとおり、本学は都心部から距離を置く南房総の地でありながら、地域に根差した高度な看護教育を実践し、優秀な看護師を育成し、地域社会に寄与している。

Ⅱ．沿革と現況

1. 本学の沿革

昭和 24(1949)年 2 月 26 日	学校法人結城学園設立（設置者 森田彦英）
平成 21(2009)年 4 月 23 日	学校法人結城学園から学校法人鉄蕉館に改称
平成 22(2010)年 4 月 1 日	亀田医療技術専門学校を設置（医療法人鉄蕉会から継承）
平成 23(2011)年 10 月 24 日	亀田医療大学設置認可
平成 24(2012)年 3 月 29 日	結城幼稚園及び結城第二幼稚園 廃止
平成 24(2012)年 4 月 1 日	亀田医療大学開学
	看護学部看護学科開設
平成 26(2014)年 11 月 26 日	亀田医療技術専門学校日本語学科設置認可
平成 27(2015)年 10 月 1 日	亀田医療技術専門学校日本語学科開設
平成 30(2018)年 11 月 6 日	亀田医療大学大学院設置認可
令和元(2019)年 4 月 1 日	亀田医療大学大学院開設
令和 2(2020)年 3 月 19 日	亀田医療技術専門学校介護福祉学科設置認可
令和 2(2020)年 4 月 1 日	亀田医療大学看護学部看護学科保健師教育課程開設
令和 2(2020)年 4 月 1 日	亀田医療技術専門学校介護福祉学科開設
令和 3(2021)年 4 月 1 日	亀田医療大学大学院高度実践看護師コース開設

2. 本学の現況

・大学名
　亀田医療大学

・所在地
　横渚キャンパス　〒296-0001 千葉県鴨川市横渚 462
　東町キャンパス　〒296-0041 千葉県鴨川市東町 1343-4

・学部等構成
（学　部） 看護学部看護学科
（大学院） 看護学研究科看護学専攻（修士課程）

・学生数、教員数、職員数

＜亀田医療大学看護学部の在籍学生数、入学学生数（2023 年 5 月 1 日現在）＞

学部	学科	在学生数			入学生数		
		A 収容定員	B 在籍学生	B/A	A 収容定員	B 在籍学生	B/A
看護	看護	320 人	287 人	0.89	80 人	76 人	0.95

＜亀田医療大学大学院の在籍学生数、入学学生数（2023 年 5 月 1 日現在）＞

研究科	専攻	在学生数			入学生数		
		A 収容定員	B 在籍学生	B/A	A 収容定員	B 在籍学生	B/A
看護学研究科	看護学専攻（修士課程）	20 人	29 人	1.45	10 人	14 人	1.40

教員数（令和 5(2023)年 5 月 1 日現在）　（単位：　人）

学部	学科	専任教員						兼任教員	合計
		教授	准教授	講師	助教	助手	合計		
看護	看護	11	5	8	11	3	38	90	128

教員数（令和 5(2023)年 5 月 1 日現在）　（単位：　人）

大学院	専攻	専任教員					兼任教員	合計
		教授	准教授	講師	助教	合計		
看護学研究科	看護学専攻（修士課程）	11	5	8	3	27	60	87

職員数（令和 5(2023)年 5 月 1 日現在）　（単位：　人）

専任職員		パート	派遣	合計
正職員	嘱託職員			
19	0	14	0	33

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等
1－1. 使命・目的及び教育目的の設定
1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
1-1-② 簡潔な文章化
1-1-③ 個性・特色の明示
1-1-④ 変化への対応

(1) 1－1 の自己判定
「基準項目 1－1 を満たしている。」

(2) 1－1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学部の使命・目的は、教育基本法及び学校教育法の精神に則るとともに、本法人の理念（使命）に基づき定められており、「亀田医療大学学則」第 1 条において、「亀田医療大学は、教育基本法及び学校教育法に則り、保健医療福祉分野における学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開できる専門職者を育成することを目的とする。」と明記している。 そして、これらの使命・目的を踏まえたうえで基準 2 で述べるディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを定めている。

大学院も学部同様、使命・目的を「亀田医療大学大学院学則」第 1 条において、「亀田医療大学大学院は、看護医療分野に関する学術の理論及び応用を教授研究し、深い学識及び卓越した教育・研究・実践能力を培い、看護学及び医科学の発展と地域社会における人々の健康と福祉の向上に寄与することを目的とする。」と明記し、基準 2 で述べるディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを定めている。

〈エビデンス集　資料編〉
【資料 1-1-①-1】亀田医療大学学則、亀田医療大学大学院学則【資料 F-3】参照
【資料 1-1-①-2】学生便覧 2023【資料 F-5】参照

1-1-② 簡潔な文章化

使命・目的及び教育目的は、学則、大学院学則、学生便覧、大学ホームページ、大学ガイドブック等に簡潔な文章で明示している。

〈エビデンス集　資料編〉
【資料 1-1-②-1】亀田医療大学ホームページ 抜粋
学　部：https://www.kameda.ac.jp/department/college/
大学院：https://www.kameda.ac.jp/department/graduate/
【資料 1-1-②-2】亀田医療大学 GUIDE BOOK 2023【資料 F-2】参照

1-1-③ 個性・特色の明示

本学は、世界有数の医療機関である亀田グループの一員として医療専門職の育成とその地位向上を志し、開学以来、医療の高度化・専門化に対応できる高い技術と知識、優れた判断力と教養を併せ持ち、指導者となり得る人材を育成している。こうした医療機関との連携による恵まれた実習環境、細やかな学生サポートを個性・特色として有する大学であり、ホームページやガイドブックにおいて、これらについて詳しい解説を加え明示している。

〈エビデンス集　資料編〉
【資料 1-1-③-1】亀田医療大学ホームページ 抜粋 （実習病院紹介）
https://www.kameda.ac.jp/department/college/training/
【資料 1-1-③-2】亀田医療大学 GUIDE BOOK 2024【資料 F-2】参照 (P12～15)

1-1-④　変化への対応

本学は法令改正や様々な社会情勢、大学を取り巻く状況の変化に対応すべく、学長のリーダーシップのもと大学運営・質保証推進会議、教授会、大学院教授会、学科会議、大学院研究科委員会をはじめ学内に設置された委員会において審議し、必要な改正を行う体制を整えている。

〈エビデンス集　資料編〉
【資料 1-1-④-1】亀田医療大学 大学運営・質保証推進会議規程
【資料 1-1-④-2】亀田医療大学 教授会規程
【資料 1-1-④-3】亀田医療大学 大学院教授会規程
【資料 1-1-④-4】亀田医療大学 学科会議規程
【資料 1-1-④-5】亀田医療大学 大学院研究科委員会規程
【資料 1-1-④-6】亀田医療大学 規程集 目次（各種委員会名記載）

(3) 1－1 の改善・向上方策（将来計画）

本学の使命・目的及び教育理念、教育目標は、現状、社会的要請に十分応えていると考えている。しかしながら、社会情勢等を注視し、必要に応じ変更を加えていくことも大切であると認識している。引き続き、教育課程、教育内容、教育方法等について、自己点検評価や授業評価等の検証を基にした、改善活動を継続していく。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-①　役員、教職員の理解と支持
1-2-②　学内外への周知
1-2-③　中長期的な計画への反映
1-2-④　三つのポリシーへの反映
1-2-⑤　教育研究組織の構成との整合性

(1) 1－2 の自己判定

「基準項目 1－2 を満たしている。」

(2) 1－2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-①　役員、教職員の理解と支持

学校法人鉄蕉館の目的等は、学校法人鉄蕉館 寄附行為第 3 条に「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、有能な人材を育成することを目的とする」と明示

されている。また、令和 3(2021)年度、本法人は役員及び教職員協働のもと「第二期中期計画(2021-2025)」を策定し、冒頭に本法人の基本理念、使命・目的等を明記している。この第二期中期計画(2021-2025)を礎として、毎年事業計画、事業報告書を教職員協働のもと作成し、「大学運営・質保証推進会議」、「教授会」・「大学院教授会」にて報告・検討を行い、「経営会議」、「評議員会」の審議を経て「理事会」にて承認を得ている。

一方、大学においても学則及び大学院学則にそれぞれに目的を明記している。さらに、学生及び教職員等が多く目にするシラバス、学生便覧、大学案内、本学公式ホームページなどにも教育理念、使命・教育目的等が記載されていることから、役員、教職員共通の理解、共通認識を確保していると言える。

〈エビデンス集　資料編〉
【資料 1-2-①-1】学校法人鉄蕉館寄附行為【資料 F-1】参照
【資料 1-2-①-2】亀田医療大学学則、亀田医療大学大学院学則【資料 F-3】参照
【資料 1-2-①-3】2023 年度 亀田医療大学学生募集要項【資料 F-4】参照
2023 年度 亀田医療大学大学院学生募集要項【資料 F-4】参照
【資料 1-2-①-4】学生便覧 2023【資料 F-5】参照
【資料 1-2-①-5】学校法人鉄蕉館 2023(令和 5)年度 事業計画書【資料 F-6】参照
【資料 1-2-①-6】学校法人鉄蕉館 2023(令和 5)年度 事業報告書【資料 F-7】参照
【資料 1-2-①-7】2023 年度亀田医療大学シラバス【資料 F-12】参照
2023 年度亀田医療大学大学院要覧【資料 F-12】参照

1-2-②　学内外への周知

大学の使命・目的等は学則、大学院学則、大学案内、学生募集要項、学生便覧、シラバス等に明記されている。また、学生、教職員のみならず、本学公式ホームページ等にて保護者、入学・受験希望者など全てのステークホルダー等に広く周知を図っている。

〈エビデンス集　資料編〉
【資料 1-2-②-1】亀田医療大学 GUIDE BOOK 2023【資料 F-2】参照
【資料 1-2-②-2】亀田医療大学学則、亀田医療大学大学院学則【資料 F-3】参照
【資料 1-2-②-3】2023 年度 亀田医療大学学生募集要項【資料 F-4】参照
2023 年度 亀田医療大学大学院学生募集要項【資料 F-4】参照
【資料 1-2-②-4】学生便覧 2023【資料 F-5】参照
【資料 1-2-②-5】2023 年度亀田医療大学シラバス【資料 F-12】参照
2023 年度亀田医療大学大学院要覧【資料 F-12】参照
【資料 1-2-②-6】亀田医療大学ホームページ 抜粋　**【1-1-②-1】参照**
学　部：https://www.kameda.ac.jp/department/college/
大学院：https://www.kameda.ac.jp/department/graduate/

1-2-③　中長期的な計画への反映

令和 3 (2021) 年度、本法人は「学校法人鉄蕉館　第二期中期計画(2021-2025)」を策定し、冒頭に本法人の基本理念、使命を明記しており、「亀田医療大学の重点戦略」の中で大学、大学院それぞれの「使命・目的」を揚げている。「知の拠点であり、高い公共性を有す

る機関として、これらの使命・目的等を広く社会に表明していく責務があり、本中期計画期間もさらなる周知を図っていくほか、定期的な点検・評価及び検証を行う。」と記載しているとおり、令和 4(2022)年度、当該中期計画の進捗・達成状況を検証し、結果を「2022(令和 4)年度　事業報告書」にまとめ、ホームページにて公表している。

〈エビデンス集　資料編〉
【資料 1-2-③-1】学校法人鉄蕉館 第二期中期計画（2021-2025）
【資料 1-2-③-2】学校法人鉄蕉館 2022（令和 4）年度 事業報告書(抜粋・最終頁 1～4)

1-2-④　三つのポリシーへの反映

本学の基本理念である「HEART」〈Humanity：人間への愛と尊厳、Empowerment：個人に内在する力の向上、Autonomy：自律性と専門性、Reason：理性、Team：チーム医療〉及び使命・目的等を反映した三つの方針であるディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーをシラバス等に明記している。

(1) ディプロマ・ポリシー
【看護学部】
本学では、所定の年限を在学し、看護学部看護学科が定める基礎教養分野及び、専門分野に関する科目に合格し、所定の単位を修得した以下の要件を満たす人に学士（看護学）の学位を授与します。

1. 人間への深い理解と高い倫理観を持ち、援助的な人間関係を築き、対象の主体性を尊重した看護を実践できる。
2. 対象がもっている潜在的な力を最大限に引き出し、健康レベルの向上と成長・成熟を促すことができる。さらに対象者が置かれている環境（文化・社会・風土）に応じたケアを提供できる。
3. 看護専門職に相応しい的確な判断力に基づいて行動できるとともに、生涯にわたって自律的に学ぶ姿勢を持つことができる。
4. あらゆる場面において、対象の健康課題について科学的根拠に基づく知識・技術・態度をもって看護を実践できる。
5. さまざまな健康課題について、保健医療福祉チームの一員として、看護職の役割と責任を果たすことができる。
6. 国際社会の一員であるという自覚と、意欲をもって行動することができる。

【大学院看護学研究科】
本大学院では、以下の 5 つの能力をディプロマ・ポリシーとして掲げ、看護に関する実践及び教育・研究を推進できる人材の育成を目的としている。

1. 高い倫理観に基づいた看護職としてのリーダーシップがとれる。(Humanity)」
2. 看護の実践及び提供システムの改革を推進し、看護実践の質向上と発展に創造的に取り組む。(Empowerment)
3. 自律性をもって看護学の発展に寄与する研究及び教育の推進に関わる。(Autonomy)
4. 医療が抱える様々な問題に、科学的根拠に基づいたケアのリーダーシップがとれ、教育研究を推進できる。(Reason)
5. 保健医療職及び福祉関連職と協働し、看護職としてのリーダーシップを発揮できる。(Team)

(2) カリキュラム・ポリシー

【看護学部】

本学では「HEART」の理念に基づき教養豊かな社会人・医療人としての看護師を育てるカリキュラムを実施します。各科目の編成は、あらゆる対象に向けた包括的看護実践能力を育むために、ディプロマ・ポリシーで示す目標の達成を目指し基礎教養分野、専門基礎分野、看護専門分野で構成しています。

1. 看護師として課題探求能力や幅広い一般教養を兼ね備えた人材を育成するために、1 年次には基礎教養分野での科目を多く配置し、汎用的技能や態度・指向性を高めるためのゼミナール学習を含んだ科目を配置しています。
2. 看護職として必要な人体にかかわる知識を土台に、思考・判断を深められるように、専門基礎分野を配置しています。
3. 看護における専門的知識・技術を習得するため、看護専門分野を設定し、対象の健康レベルや生活の場に合わせた看護を段階的に学べるよう科目を配置しています。また、保健医療福祉チームの一員として看護の役割を果たすために、チーム医療、地域包括ケアに関する実践力を強化できるよう、4 年次の看護の統合と実践臨地実習（チーム医療、地域包括ケアシステム）を配置しています。
4. 1 年次からの外国語及び、他の関連科目を連動する内容で編成し、4 年次には海外研修として学生の選択による研修国で、文化的背景の異なる多様な人々との交流や支援システムの見学を通して、国際的視野をもてるよう、科目を配置しています。また、根拠に基づいた看護実践能力の強化を図り、研究的な能力を培うための看護研究、研究ゼミを配置しています。

【大学院看護学研究科】

本大学院は、看護管理学領域、実践看護学領域（実践研究コース、高度実践看護師コースから成る）、ウィメンズヘルス・助産学領域の 3 つを置き、教育・研究能力を有する実践者を以下の方針に基づいて育成する。

1. 多面的な視野から看護学を学ぶための共通科目 12 科目を置き、そのうちの「看護研究」及び「看護倫理」を含む 14 単位を履修する。なお、高度実践看護師コースの者は、「看護倫理」「看護研究」「コンサルテーション論」「看護教育論」「看護倫理」「看護管理論」の中から 8 単位以上を履修するとともに、「フィジカルアセスメント」「病態生理学」「臨床薬理学」6 単位を必ず履修する。
2. 深い専門性を学ぶ科目として、各領域の特論科目及び演習科目を置き、領域特性に沿った理論や概念を教育や研究の視点を含めて学び、実践への活用に向けて深める。
3. 高度実践看護師コースでは、高度な実践能力を養う科目として、実習科目を置き、理論や概念を実践に活用する技術を修得する。
4. 「特別研究」では、特論・演習科目を更に深化発展させ、各学生の課題に沿って研究的な課題解決能力を身に付けられるように進める。
5. 高度実践看護師コースでは「課題研究」を置き、専門分野における実践的な課題を系統的に探究し、根拠に基づいた実践を実践の場に提示し、活用する能力を養う。

(3) アドミッション・ポリシー

【看護学部】

本学では、多様な専門職との協働により、看護の対象となる人々に包括的な看護実践を提供する能力を有する人材を育成します。そのため、入学生には次のような資質を求めます。従って、基礎的な学力と対人関係を重視した選抜を行います。

1. 人間の尊厳を守り、人々の多様性を理解できる人
2. 相手を思いやり、豊かな人間関係を築ける人
3. 物事への関心と科学的な探求心を持てる人

4.看護に深い関心を寄せ、主体的に能力を身につけられる人

【大学院看護学研究科】
本大学院におけるアドミッション・ポリシーを以下のような 4 点とし、入学時にこれらの要件を満たすと判断できる人を入学対象者として選抜する。

1.高い倫理観のもとに、施設内及び地域における高度の看護実践を志す者
本学の Humanity の理念を理解し、対象者の生命と人権を尊重した看護実践者及び教育・研究者として、専攻領域のリーダーやモデルとなることに強い意志を持っている者を選抜する。
2.科学的な根拠に基づいた看護実践のリーダーとなれる者
高度の看護実践は、本学の理念である Reason を行動で実現することである。根拠に基づいた最良のケアを提供でき、意欲と関心を行動で示すことができる者を選抜する。
3.看護学の学術的発展への意欲を持ち、教育・研究者を志す者
看護学の発展にむけた教育と研究への強い意欲を示す者を選抜する。
4.生涯において、自らの専門性を高めることに意欲を持つ者
社会の変化や医学の進歩など、対象を取り巻く環境の変化に応じて、看護ケアへのニーズは変化する。このような変化に対応し、人々の健康に貢献できるためには、絶えざる仕事への情熱と誠実な勉学の姿勢が求められる。このような資質を身につけることに関心を示す者を選抜する。

〈エビデンス集　資料編〉
【資料 1-2-④-1】2023 年度亀田医療大学シラバス【資料 F-12】参照
【資料 1-2-④-2】2023 年度亀田医療大学大学院要覧【資料 F-12】参照

1-2-⑤　教育研究組織の構成との整合性

使命・目的等を果たすため、本学では看護学部看護学科に 9 つの専門領域を設置し、令和 2(2020)年度には保健師養成課程を併設した。一方、大学院看護学研究科(修士課程)では「看護管理学領域」、「実践看護学領域」及び「ウィメンズヘルス・助産学領域」の 3 つの専門領域を設置しているが、「実践看護学領域」では令和 3(2021)年度に高度実践看護師養成課程(がん看護学、精神看護学)を開設、専門看護師（CNS）教育をスタートさせ、令和 5(2023)年度には、同領域に「クリティカルケア看護学」及び「エンドオブライフケア学」を開設した。また、図書館、総合研究所（研究部、臨床研究支援室、生命倫理研究室)、地域連携・生涯学習センター、保健室等、使命・目的及び教育目的を達成するために必要な教育研究組織を整備している。

〈エビデンス集　資料編〉
【資料 1-2-⑤-1】学校法人鉄蕉館 組織図(2023.5.1)

(3) 1－2 の改善・向上方策（将来計画）
令和 3(2021)年度に策定した「第二期中期計画(2021-2025)」等に基づき、各会議等にて教職員が情報を共有、協働し、亀田総合病院等、関係施設等と連携を図りながら教育の質を担保し、教育研究成果を地域社会に還元すべく引き続き本学の使命・目的及び教育目的の達成に努めていく。

［基準 1 の自己評価］

使命・目的及び教育目的は、教育基本法及び学校教育法に則り定められ、本学の個性・特色が明確かつ具体的に簡潔な文章で明示されている。学則、大学院学則、学生便覧、シラバス、大学ホームページ等にも掲載され、役員・教職員をはじめステークホルダーにも広く周知されている。「1-2-④ 三つのポリシーへの反映」でも記述したとおり、学部、大学院共に三つの方針に有効的に反映され、学修者が最大限に能力を発揮できる教育支援体制を整備している。また、「学校法人鉄蕉館　第二期中期計画(2021-2025)」には冒頭に基本理念、使命を掲げ、本法人が長期にわたり時代の要請に応え得る教育・研究機関として看護師、助産師、保健師等の育成に努めるべく今後の具体的な指標を明記している。

以上のことから、基準 1.「使命・目的等」について基準を満たしていると判断する。

基準 2. 学生

2－1. 学生の受入れ

2-1-①　教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-②　アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③　入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

（1）2－1 の自己判定

「基準項目 2－1 を満たしている。」

（2）2－1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-①　教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

本学のアドミッション・ポリシー（以下、AP とする）については、学則第 1 条に定める教育目的を踏まえ作成されており、求める学生像を具体的に入学希望者に示すため、学生募集要項、ホームページ及び学生便覧に明記し、学内外に広く周知されている。

大学院の AP についても同様に、大学院学則第 1 条に定める教育目的を踏まえ作成されており、求める学生像を具体的に入学希望者に示すため、学生募集要項、ホームページ及び大学院要覧に明記し、学内外に広く周知されている。

〈エビデンス集　資料編〉

【資料 2-1-①-1】2023 年度 亀田医療大学学生募集要項【資料 F-4】参照

2023 年度 亀田医療大学大学院学生募集要項【資料 F-4】参照

2-1-②　アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

学部の入学者選抜に当たっては、入試委員会が主体となって、毎年度、出願資格や選抜方法等入学者の受入れ方法が AP に沿っているかを検証しており、さらに教授会で審議した上でその意見を元に学長が決定した内容で入学試験を実施している。

具体的には、総合型選抜（Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期)、学校推薦型選抜、社会人選抜において面接試験を課すと同時に、すべての入試区分において書類審査により学力の 3 要素を多面的に評価し、AP を満たしているか評価・判定している。

入学試験の実施は、入試委員会において、実施（責任）体制や試験監督者、面接委員等を記載した入学試験実施要項を作成し、それに基づいて実施している。科目試験、小論文試験については、複数の採点員により採点が行われ、特に小論文試験においては、採点基準を明確にし、客観的な評価となるよう努めている。面接試験においても同様に複数の面接員による面接によって、客観的な評価となるよう努めている。合否判定についても、同委員会で案を策定した後、学長が学部教授会の意見を聴きこれを決定している。

大学院の入学者選抜に当たっては、大学院教授会が主体となって、毎年度、出願資格や選抜方法等入学者の受入れ方法が AP に沿っているかを検証しており、その意見を元に学長が決定した内容で入学試験を実施している。具体的には、すべての入試において学力試験及び面接試験を課し、AP を満たしているか評価・判定している。

入学試験の実施は、公正な試験となるように、大学院教授会が作成した大学院入学試験に関する問題作成・採点等取扱要項および入学試験実施要項に則り、厳正な実施体制にて運用している。

学力試験については、複数の採点員により採点が行われ、客観的な評価となるよう努めている。面接試験においても同様に複数の面接員による面接によって、客観的な評価となるよう努めている。合否判定についても、大学院教授会で案を策定した後、学長がその意見を元に、決定している。

これらのことによって、本学では AP に沿った入学者選抜を、適切な体制の下、公正かつ妥当な入試方法によって行っていると評価する。

〈エビデンス集　資料編〉
【資料 2-1-②-1】2023 年度 亀田医療大学学生募集要項【資料 F-4】参照
2023 年度 亀田医療大学大学院学生募集要項【資料 F-4】参照

2-1-③　入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【看護学部】

本学では、教育を行う良好な環境確保のため、入学定員に沿った適切な学生数を維持するように努めている。各学部の収容定員、入学定員及び在籍学生数は、次表のとおりである。在学生、入学生ともに定員を割っているため、学生確保に向けて、有効な広報活動を行い、良好な教育環境を確保できるように努力する必要がある。

＜亀田医療大学看護学部の在籍学生数、入学学生数（令和 5(2023 年)5 月 1 日現在）＞

学部	学科	在学生数			入学生数		
		A 収容定員	B 在籍学生	B/A	A 収容定員	B 在籍学生	B/A
看護	看護	320 人	287 人	0.89	80 人	76 人	0.95

【大学院看護学研究科】

平成 31(2019)年 4 月に開設した本大学院は入学定員を満たし、教育指導上支障のない適切な学生数を維持している。

＜亀田医療大学大学院の在籍学生数、入学学生数（令和 5(2023)年 5 月 1 日現在）＞

研究科	専攻	在学生数			入学生数		
		A 収容定員	B 在籍学生	B/A	A 収容定員	B 在籍学生	B/A
看護学研究科	看護学専攻（修士課程）	20 人	29 人	1.45	10 人	14 人	1.40

〈エビデンス集　資料編〉
【資料 2-1-③-1】令和 5 年度 学校法人基礎調査（学生数・学部）
【資料 2-1-③-2】令和 5 年度 学校法人基礎調査（学生数・看護学研究科）
【資料 2-1-③-3】令和 5 年度 大学院個別相談会 チラシ（2023.8.8）

（3）2－1 の改善・向上方策（将来計画）

本学看護学部では、入学定員に沿った適切な学生数を維持されているものの、受験者は少子高齢化ならびに 18 歳人口の流出に伴い、減少傾向にある。今後は入学者の確保に向けて広報活動を強化していくとともに、様々な方策を検討していく必要がある。現在、学長の指揮のもと、大学運営・質保証推進会議で、入試改革等について検討を行っている。

本学大学院については、入学者の多くが本学姉妹法人である亀田総合病院に所属する看護師であるため、継続的な入学者を確保するためには、亀田総合病院との緊密な連携が必要である。また、亀田総合病院以外からの入学者を確保するためには、本学が位置する南房総地区の医療機関に対して継続的に大学院案内を行っていく必要があるとともに、遠隔授業を積極的に導入する、都市部にサテライトキャンパスを設けるなど、幅広い地域から受験生を集める方策が必要である。

なお、今年度は、大学院広報担当教員が中心となり、大学院入試相談会を実施している。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

（1）2－2 の自己判定

「基準項目 2－2 を満たしている。」

（2）2－2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

本学の学修支援は、教育職員と事務職員で構成される教務・カリキュラム委員会、学習支援委員会、学生支援委員会（保健室を含む）及び、教員が主体となったチューター制度の両輪により計画・決定・実施されている。

教務・カリキュラム委員会は、教育課程全般に対する事項を所管している。具体的な学修支援としては、亀田医療大学履修規則第 5 条及び「亀田医療大学 GPA 制度取扱要項」により、GPA(Grade Point Average)を算出し、GPA2.0 未満を「要学習強化指導学生」としてリストアップして、学習支援委員会、チューター教員及び学年主任に対して情報提供を行うなど、学修データを元に他の委員会や各教員と連携して支援を行っている。

学習支援委員会は、教育課程外の学修支援を所管しており、具体的には「要学習強化指導学生」に対する管理や担当チューター教員からの相談対応、模擬試験・特別補講などの国家試験対策などを行っている。

学生支援委員会は、主に学生指導・相談や奨学金・健康問題等の生活支援を所管しており、成績低下と生活面の問題がつながっている学生もいることから、教務・カリキュラム委員会と連携して、学生を支援している。

チューター制度は、本学の学生支援の特徴であるきめ細やかな支援を行う体制の要であり、すべての学生に対して、担当教員としてチューター教員を割り当て、随時、学習や生活に関することなどについて面談を行う等きめ細やかな支援を行っている。一人のチューター教員が担当する学生は６～7 人とし、チューター教員のみでは対応が難しい場合は学年主任教員に相談できる体制を整えており、チームで学生を支える体制を整えている。「学生生活満足度・実態調査報告書」においては、92.6％の学生が満足していると回答している。

また、学修支援のための IR(Institutional Research)活動を行う組織として、学長戦略室内に IR 部門を設置し、「基礎学力テスト」「各種模擬試験」「学生生活満足度・実態調査報告書」、「卒業生調査」といった学生の各種データの収集・分析を通し、各種委員会に対して学

修支援の提案を行うなど、教職員が協働して学修支援の体制を整備し、運営している。
大学院生に対しては、主指導教員と副指導教員は、履修指導から論文指導等の学修支援を行っている。このほか広義の学修支援体制である、大学院教授会、大学院研究科委員会を事務職員も参加する形態で月 1 回定例開催し、指導教員と連携し支援を行っている。

〈エビデンス集　資料編〉
【資料 2-2-①-1】亀田医療大学教務・カリキュラム委員会規則
【資料 2-2-①-2】亀田医療大学学習支援委員会規則
【資料 2-2-①-3】亀田医療大学学生支援委員会規則
【資料 2-2-①-4】亀田医療大学履修規則（第 5 条含む）
【資料 2-2-①-5】亀田医療大学 GPA 制度取扱要項
【資料 2-2-①-6】チューター制について(教員用)
【資料 2-2-①-7】2023 年度 学生生活満足度・実態調査報告書
【資料 2-2-①-8】2023 年度 亀田医療大学大学院要覧【資料 F-12】参照
【資料 2-2-①-9】亀田医療大学大学院教授会規程　【資料 1-1-④-3】参照
【資料 2-2-①-10】亀田医療大学大学院研究科委員会規程　【資料 1-1-④-5】参照

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

本学では、基礎学力向上を図るため、オンライン学習システム「カメドリル」を導入し、入学前から高校と連携し入試後も学習を継続するよう促している。これにより、入学後も基礎科目の多い 1 年次生前までに自学自習の習慣付けを行うようにし、「カメドリル」の結果を元に個別の学力を把握し、学習支援を行っている。
また、授業科目等に関する学生からの質問や相談に応じるために、教員があらかじめ特定の時間帯・曜日を示し、予約なしで学生が研究室を訪問することのできるオフィスアワー制度を全学的に実施している。オフィスアワー制度の詳細については学生便覧及び大学院要覧にて周知し、教員の予定は掲示板にも掲載され、毎週 1 時間程度を設けている。
障がい学生支援については、入学前から、受験上の合理的配慮について対応を行い、入学後は亀田医療大学障害学生支援規程に基づき、学生からの申し出のあった場合以外にも、チューター教員が面接等を通じて学生の障害の種類や程度を把握し、当該学生の教育的ニーズと意思を尊重した上で、学生支援委員会が個別の支援計画を策定し、学生の合意の下、支援を実施する体制を整えている。
なお、TA 制度については、本学の大学院生は社会人学生の割合が高いため導入していないが、助手による学修支援及び前述のチューター制度により個人面談や保護者を交えた三者面談を行うなど、きめ細やかな学修支援を行っている。特に、中途退学、休学及び留年の対策としては、早期把握と対応が最も重要であり、本学では、主にチューター制度を利用して、個人面談や三者面談を行う体制を整えている。加えて、アセスメント・ポリシーに基づき、IR 部門で中途退学者数、休学者数、留年者数の推移を把握・分析し、対応策の検討を行っている。
大学院生に対しては、主に指導教員が学修全般を支援している。大学院生は、社会人学生が多く、仕事と大学院の両立ができるよう、長期履修制度を導入し、学業継続の支援を行っている。また、在学中の長期履修生の長期履修期間の短縮及び延長の変更を認めるなど、柔軟な対応をとっている。

〈エビデンス集　資料編〉
【資料 2-2-②-1】2023 年度 亀田医療大学学生募集要項　【資料 F-4】参照
【資料 2-2-②-2】亀田医療大学障害学生支援規程

【資料 2-2-②-3】学生便覧 2023【資料 F-5】参照
【資料 2-2-②-4】2023 年度 亀田医療大学大学院要覧　【資料 F-12】参照
【資料 2-2-②-5】アセスメント・ポリシー
【資料 2-2-②-6】亀田医療大学大学院長期履修に関する規程

（3）2－2 の改善・向上方策（将来計画）

チューター教員による学修支援について、近年、学生からの相談、助言や指導内容が多岐に渡り複雑化しているため、個々のチューター教員では解決が困難なことがあることから、学年ごとに学年主任を置いていたが、さらに令和 5(2023)年から学年副主任を配置した。今後も教職共同のチームで連携し、学生の支援を行うために、SD・FD により個々の教職員の能力を育成していくとともに、教育職員と事務職員との連携を密接に行なっていく。
また、学習支援委員会による分析により、さらなる基礎学力の向上が必要とされたため、現在行っている入学前のオンライン学習に加えて、看護学生向けのドリル（看護学生プレトレーニング）を導入することを検討し、令和 7(2025)年から実施予定である。

大学院研究科においては、大学院生に対する学修全般の支援は主に指導教員が行っているが、仕事と大学院の両立を支えるよう、長期履修制度の活用等、弾力性のある対応を継続していく。

2－3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

（1）2－3 の自己判定

「基準項目 2－3 を満たしている。」

（2）2－3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

本学の学生は、AP に適合し、看護師を目指して入学しているが、入学時には目指す看護師像が明確になっていない学生もいることから、本学ではキャリア支援を重視している。

キャリア支援の体制としては、教育職員及び事務職員で構成された委員会があり、就職支援として学生支援委員会、キャリア教育として教務カリキュラム委員会、国家試験対策として学習支援委員会が設置されている。

学生支援委員会においては、年間計画に基づき、看護学生に特化した就職ガイダンスを外部講師の協力の元、実施している。進路希望調査として、４年次向けに調査を行い、結果を当委員会と学科会議で報告し、チューター教員による個別支援を行っている。設備としては、求人情報や就職に関する資料閲覧ができるよう、進路支援室を設けている。学生の就職希望も高く、地域社会からも本学の看護師が求められていることから、亀田メディカルセンターの就職説明会を学内で開催している。

教務・カリキュラム委員会においては、本学の教育課程内の授業科目の多くがキャリア教育に繋がっているが、まず各学年で開講されている科目の中で（1 年次：看護学概論、２年次：看護教育、３年次：領域別看護学臨地実習、４年次：チーム医療と看護システム）、キャリアデザイン教育を含むように工夫し、自己のキャリアを継続的にデザインし続けていく能力を育成している。特に、臨地実習において、直接、実習施設の看護師と接し、指導を受けることによって、様々な分野で活躍する看護師がいることを理解し、学生が自身の目指すキャリアを確立し、社会的・職業的自立していくことを支援している。そのためにも、本学の主な実習施設である亀田メディカルセンター看護部と実習指導者会議や臨床指導者研修会等の密接な連携をし、実習環境の充実を図っている。また、4 年次選択科目である「生涯教育論」において、生涯にわたるキャリアを考える機会を設けている。

学習支援委員会においては、国家試験対策として、年間計画に基づき、模擬試験や試験対策講座、卒業生の講和を開催している。中でもポートフォリオを活用したキャリア教育として、担当チューター教員が 1 年次から 4 年次まで継続してポートフォリオを活用した個別相談を行い、目指す看護師像を 1 年次から明らかにし、3 年次後期の領域別看護学実習での学修と関連づけて、専門職としての社会的・職業的自立に向けた学修支援を行っている。

卒業後の進路として、就職率および進学率を合わせると、毎年 100%近い実績をあげている。

大学院においては、本研究科の性質上、カリキュラムそのものがキャリア教育といえるものであり、主指導教員を中心に社会的・職業的自立に関する相談・支援を充分に行っている。また、本研究科の大学院生のほとんどが看護師として就業している社会人であり、自らキャリア開発のために学修している者が多いため、修了後、本課程での学びを発揮できるように支援している。

修了後、就職に対する相談・助言を行い、博士課程への進学については、主に研究の指導教授が本課程での学びを実践・教育・研究において発揮できるように支援している。CNS コースにおいては専門看護師認定審査を、管理学においては認定看護師認定審査を受けられるように、修了後も支援している。

〈エビデンス集　資料編〉
【資料 2-3-①-1】亀田医療大学学生支援委員会規則　【資料 2-2-①-3】参照
【資料 2-3-①-2】亀田医療大学教務・カリキュラム委員会規則　【資料 2-2-①-1】参照
【資料 2-3-①-3】亀田医療大学学習支援委員会規則　【資料 2-2-①-2】参照
【資料 2-3-①-4】2023 年度学生支援委員会役割分担
【資料 2-3-①-5】就職支援ガイダンス資料
【資料 2-3-①-6】キャリア教育について（2023 年第 10 回学科会議資料）
【資料 2-3-①-7】国試対策について（2023 年第 1 回学習支援委員会資料）
【資料 2-3-①-8】1～4 年生模試について（2023 年第 1 回学習支援委員会資料）
【資料 2-3-①-9】4 年生の補講について（2023 年第 1 回学習支援委員会資料）
【資料 2-3-①-10】国試ガイダンスについて（2023 年第 1 回学習支援委員会資料）
【資料 2-3-①-11】卒業生の集いについて（2023 年第 1 回学習支援委員会資料）
【資料 2-3-①-12】ポートフォリオについて（2023 年第 1 回学習支援委員会資料）

（3）2－3 の改善・向上方策（将来計画）

学生の就職活動状況をみると、積極的に取り組もうとする学生も存在するが、意識に乏しい学生も見受けられる。そのため、学生のキャリア意識を高める機会となるように就職支援ガイダンスへの学生の参加を促し、内容の一層の充実を図る。また、ポートフォリオを活用したキャリア教育の改善と充実に努め、学生の就職意識向上に努めていくことを計画している。

2－4. 学生サービス

2-4-①　学生生活の安定のための支援

（1）2－4 の自己判定

「基準項目 2－4 を満たしている。」

（2）2－4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-①　学生生活の安定のための支援

本学では学生生活支援全般を統括する組織として、事務職員、教育職員及び保健室看護師で構成される学生支援委員会を設置している。委員会は毎月開催し、「亀田医療大学学生支援委員会規則」第 2 条に規定する学生の厚生補導や健康管理、奨学金等について審議しており、必要に応じて学長にその結果等を報告し、学長の命により教授会に報告する等の対応を行っている。

また、学生の安全衛生及び健康管理に関する事項を遂行するため保健室を設置しており、看護師が常駐して、怪我や体調不良に対する処置に加えて健康相談にも応じている。学生支援委員会と密接に協働し、心の不調を含めた健康相談や健康管理を行っている。

加えて、前述したチューター制度が学生支援の根底を支えており、学生に対しても、困り事はまずチューターに相談するように入学ガイダンス時に周知している。チューターは、相談を受けた事項や問題が生じた学年主任に報告することとなっており、重大案件については、学年主任から学部長、副学長、学長と報告が上がっていく体制となっている。

学内では対応が難しい重大なメンタルの相談や学生本人が学外に相談することを希望した場合などに対応するために、保健室と連携したカウンセラーへの委託を行っており、メールカウンセリング及び対面カウンセリングを受けることができる体制も整えている。

奨学金については、本学の関連病院による「医療法人鉄蕉会奨学金制度」や「医療法人鉄蕉会修学資金貸付制度」などの手厚い修学支援制度があり、全学生に周知している。また、このほかに日本学生支援機構奨学金制度、鴨川市看護師等修学資金貸付制度、千葉県保健師等修学資金貸付制度などの多くの修学支援制度について、修学継続のため真に必要とする学生に対して積極的に周知して支援を行っている。

学生団体活動（部・サークル活動）は、学生の自由な意思選択と主体的な行動、それに伴う責任、メンバーシップやリーダーシップを高め、人間の幅を広めることができる活動であり、多くの学生が課外活動に参加している。本学では学生団体活動を奨励しており、学生団体設立願を受理された学生団体に対し、本学教員が顧問となり、必要に応じて助言や指導を行っている。ただし、令和 2(2020)年度から令和 5(2023)年度には新型コロナウイルス感染症の影響もあり、部・サークル活動は縮小せざるを得ない状況であった。

また、学内のボランティア活動に関しては、「亀田医療大学ボランティアに関する規則」に則り、学生のボランティア活動を支援している。さらに、地域や各種団体からの学生ボランティアの依頼に対しては、掲示板等で学生への情報提供を行い、課外でのボランティア活動への支援を行っている。

(3) 2－4 の改善・向上方策（将来計画）

学生生活の安定のための支援として、学生が看護の実践能力を修得し、将来看護師としてあらゆる場面で活躍できるように、教職員間で連携しながら学業を継続するための支援を行っている。特に、学生支援委員会が中心となって、修学支援制度や奨学金支援制度などの充実を図ることで学生の経済的支援を行っている。今後も学生生活満足度調査の結果なども踏まえ、学生生活状況を広く把握し引き続き支援を行っていく。学生の心身のサポートとして、チューター制度以外にも、保健室やカウンセラーを置き、健康相談にも応じている。しかし、在学中に心身の健康問題を抱える学生は一定数存在するため、今後も引き続き学生支援の強化を行っていく。

令和 5(2023)年度はコロナ禍の影響もあり、大学祭や学生団体活動（部・サークル活動）が積極的に行われてこなかったが、令和 6(2024)年度からは、学生支援委員会が中心となって、学生自治会の学生団体活動などの自主活動の活性化に努める。また、ボランティア活動を組織的に進めていくために学生の参加を促進していく。

〈エビデンス集　資料編〉
【資料 2-4-①-1】亀田医療大学学生支援委員会規則　【資料 2-2-①-3】参照
【資料 2-4-①-2】亀田医療大学保健室規則

【資料 2-4-①-3】2023 年度 保健室運営報告
【資料 2-4-①-4】学生相談のご案内
【資料 2-4-①-5】亀田メディカルセンター 奨学金・修学資金制度のてびき
（亀田医療大学用）
【資料 2-4-①-6】学生自治会年間活動一覧
【資料 2-4-①-7】亀田医療大学ボランティアに関する規則

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

（1）2－5 の自己判定

「基準項目 2－5 を満たしている。」

（2）2－5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

【看護学部】

収容定員が 340 人である本学の場合､校地については､大学設置基準上 3,400 ㎡を要する。一部鴨川市から平成 53(2041)年 3 月 31 日まで土地使用貸借契約を結んで大学の用途に使用している。本学の校地面積は 19,792 ㎡ あり、これは大学設置基準を満たしている。また、この校地面積には運動場を含んでおり、運動場は教育に支障のないよう校舎と同一の敷地内に設けている。

校舎については、大学設置基準上 4,660.4 ㎡を要するところ、本学の校舎面積は 9,768 ㎡あり、大学設置基準を満たしている。なお校舎等施設については、学長室、会議室、事務室、研究室、各種教室、図書館、保健室、自習室、情報処理室等の施設を適切に設け、教育目的達成のために有効活用している。

なお、耐震性等安全性も含め、適切に管理している。

【大学院看護学研究科】

大学院研究科の専用として横渚キャンパスに講義室 2 室（計 98.35 ㎡）、院生室 4 室（計 67.08 ㎡）を設置するほか東町キャンパスに講義室（71.93 ㎡）、院生室（62.46 ㎡）、教員室（35.64 ㎡）、多目的室（17.05 ㎡）を設けている。

〈エビデンス集 資料編〉
【資料 2-5-①-1】学校施設調査票
【資料 2-5-①-2】亀田医療大学校舎配置図
【資料 2-5-①-3】大学構内案内図
【資料 2-5-①-4】横渚キャンパス 本館・研究棟 平面図
【資料 2-5-①-5】横渚キャンパス 学生会館 平面図
【資料 2-5-①-6】東町キャンパス 平面図
【資料 2-5-①-7】土地使用貸借契約書
【資料 2-5-①-8】亀田医療大学本館及び研究棟使用規則
【資料 2-5-①-9】亀田医療大学学生会館使用規則
【資料 2-5-①-10】亀田医療大学体育施設使用規則
【資料 2-5-①-11】亀田医療大学大学院東町キャンパス 2 号館施設使用規則

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

本学は横渚及び東町の 2 つのキャンパスにて教育目的を達すべく快適な学修環境を提供している。4F 建ての校舎・研究棟、学生会館からなる横渚キャンパスには、講義室 6 室、演習室 12 室、実習室 5 室、院生室 4 室、図書館、情報処理室、電子カルテ室、自習室、食堂、ホール等を設けている。また、東町キャンパスには講義室、院生室、実習室、図書室等があり、本学の教育課程が円滑に実施できる環境を整備している。

図書館については、大学設置基準第 38 条第 1 項にて「大学は、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を、図書館を中心に系統的に備えるものとする」と定められており、本学の図書館は、平成 24（2012）年 4 月の開学と同時に設置され、開学時から看護系単科大学の図書館として資料収集、運用を整備している。

本学図書館は本館 2 階に位置しており、総面積は 748.7 ㎡のスペースを擁している。閲覧席（70 席）、グループワーク室（3 室、内 1 室にモニター1 台、DVD/VHS デッキ 1 台）、情報検索コーナー（検索用パソコン 6 台、内 1 台編集用ソフト・スキャナ導入）、AV コーナー（2 ブース）、ブラウジングコーナー（7 席）、和スペース（座卓 2 台）などを備えている。貸出用パソコン（5 台）、iPad（2 台）、プロジェクタ（1 台）はパソコン専用席（8 席）やグループワーク室で活用されている。

蔵書については、本学選書基準に基づいて国内外の看護学を中心とした資料を系統的に収集している。令和 5（2023）年 5 月 1 日現在、図書が 22,472 冊、雑誌が 178 タイトル、視聴覚資料が 564 タイトルを所蔵している。図書館システムは「Libmax（ソフテック）」を採用し、OPAC（オンライン蔵書目録）検索は WEB 公開しており学外からもアクセスできる。また、データベース、電子ジャーナルは医中誌 Web、メディカルオンライン、最新看護索引 Web、CINAHL with Full Text、朝日新聞クロスサーチなどを導入している。国立国会図書館デジタルコレクションや NII-REO の機関登録をし、医療以外の分野も幅広い研究に活用できる情報環境を提供している。令和 4(2022)年に視覚障がい者の読書環境整備を目的として、「国立情報学研究所読書バリアフリー資料メタデータ共有システム」への参加申請を行った。

授業期の開館時間は平日が 9:00-22:00、土曜日が 9:00-17:00 である。図書館は「図書館管理規程」「図書館利用規程」などに基づいて図書委員会を中心に運用・管理が行われている。国立情報学研究所の NACSIS-CAT/ILL の参加館として、総合目録データベースの共同構築や、文献複写・現物貸借のサービスにも対応している。

〈エビデンス集　資料編〉
【資料 2-5-②-1】学校法人鉄蕉館図書管理規程
【資料 2-5-②-2】亀田医療大学図書館管理規程
【資料 2-5-②-3】亀田医療大学図書館利用規程
【資料 2-5-②-4】亀田医療大学図書委員会規則

【看護学部】【大学院看護学研究科】

本学の ICT 環境については、大学本館 2F には情報処理室（117 ㎡）があり、デスクトップ型の PC を 47 台、本館 2F 図書館に隣接した自習室エリア（175.5 ㎡）に 15 台と学生会館 1F 食堂エリアの一部に 5 台のノート型 PC、横渚・東町キャンパスの大学院生室にもデスクトップ型 PC 21 台を設置している。その他に入退室管理されている電子カルテ室（旧多目的室 2（58.5 ㎡））には、看護学臨地実習の多くは亀田総合病院で実施されるため、学内に受け持ちの患者の情報収集が行えるように、強固なセキュリティ対策のもと、電子カルテが閲覧できる電子カルテ室が設置されている。その他、館内では無線 LAN アクセスポイントを設定しており、学生は自由にインターネット接続が可能な環境も整っている。

〈エビデンス集　資料編〉
【資料 2-5-②-5】亀田医療大学 ICT システム（2023 年　入学時ガイダンス資料）

2-5-③　バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

施設・設備の利便性（バリアフリーなど）に向けた取り組みとして、本学では本館、学生会館に合計 3 か所の多機能トイレを設置している。また、障害者専用駐車スペースの確保、駐車場から本館ロビーへ続く視覚障害者誘導用ブロックの導入、このほか「国際シンボルマーク」の設置、エレベーター内への点字ボタン配置等、車椅子を利用される方のみならず、お年寄りや身体の不自由な方々が安心して来学できるような仕様となっている。また、多機能トイレを性的マイノリティである LGBTQ の方々も利用できるように、「だれでもトイレ」と表示している。

〈エビデンス集　資料編〉
【資料 2-5-③-1】施設・設備・利便性に向けた取り組み

2-5-④　授業を行う学生数の適切な管理

【看護学部】
講義科目におけるクラスサイズは、各学年を単位とする 80 名程度を基本としている。また語学・情報科学・体育・実験・演習については各学年 40 名程度の 2 クラスに分けて実施しており、学生の教育環境を確保するために、少人数できめ細かい学修支援をしている。
臨地実習については、学生を 4～5 名のグループに分けて、領域毎にそれぞれの施設に割り振りを行い、教育効果を十分上げられるような人数としている。
なお、ゼミナールなどについては、領域毎に 8～9 グループに分かれた少人数によるクラス運営をしており、教員と学生の双方向を意識した授業が行われている。

【大学院看護学研究科】
講義科目におけるクラスサイズは、各学年の入学定員が 10 名であることから、10 名程度を基本としている。少人数で、大学院生が自らの考えが述べられるように、クラス運営をしており、教員と学生の双方向交流を意識した授業が行われている。

〈エビデンス集　資料編〉
【資料 2-5-④-1】2023.English 1 年生.A クラス.B クラス.分け
【資料 2-5-④-2】2023 年度後期　臨地実習計画グループ分け
【資料 2-5-④-3】2023 年度　研究ゼミナール　学生配置
【資料 2-5-④-4】大学院全学生情報

（3）2－5 の改善・向上方策（将来計画）
本学の校地、校舎、施設、設備等の教育環境は、学部および大学院における教育研究に十分に対応したものであり、今後も、必要な改修を行いながら、教育目的の達成のためのより充実した教育研究環境の整備を推進する。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-①　学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-②　心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③　学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

（1）2－6 の自己判定

「基準項目 2－6 を満たしている。」

（2）2－6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-①　学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生の意見・要望を把握するため、すべての科目を対象に「学生による授業評価アンケート」を実施し、科目担当教員に集計結果を配布して授業改善を行っているほか、教務・カリキュラム委員会及び評価部門において、分析・検討を行っている。

VOICE ボックスと名付けた学生からの意見箱を学内に設置している。また、チューター制による個別相談を通して、学修支援に関する学生の意見・要望を随時把握し、学年主任および各委員会等で情報共有している。

これらを通じて学生の抱える様々な悩みや意見・要望を把握し、学修支援に係る諸問題を学習支援委員会等で分析・検討し、対策を講じている。これらのアンケート調査の集計結果および対策は、全学生および全教職員に共有されている。

〈エビデンス集　資料編〉

【資料 2-6-①-1】学生便覧　2023【資料 F-5】参照

【資料 2-6-①-2】亀田医療大学 学生による授業評価アンケート実施要項

【資料 2-6-①-3】教員による授業評価作成要項

【資料 2-6-①-4】2023 年度　1 年生　ガイダンス　（VOICE ボックス）

【資料 2-6-①-5】大学院生による授業評価実施要項

【資料 2-6-①-6】2023 年度　大学院修了時調査結果

2-6-②　心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

心身に関する健康相談については、保健室に常駐する看護師による健康管理や健康相談に加え、外部の専門家に委託契約を行い、カウンセラーによる相談も利用できる体制となっている。また、前述したチューター制度の活用による学生への個別面談（年度初め及び学期ごと）や個別対応を随時行っている。

経済的支援については、学務課窓口において学生支援担当職員を配置し、学生からの相談について、チューター教員と連携しながら、対応している。

制度としては、前述した本学の関連病院による「医療法人鉄蕉会奨学金制度」や「医療法人鉄蕉会修学資金貸付制度」などの手厚い修学支援制度があり、全学生に周知している。また、このほかに日本学生支援機構奨学金制度、鴨川市看護師等修学資金貸付制度、千葉県保健師等修学資金貸付制度などの多くの修学支援制度について、修学継続のため真に必要とする学生に対して積極的に周知して支援を行っている。

上記学生生活に関する学生の意見・要望を把握するため、全学生を対象に毎年、「学生生活満足度・実態調査」及び「大学院修了時調査」を実施し、学生生活に係る諸問題を学生支援委員会等で分析・検討し、心身に関する問題や経済的な問題が学業に影響を与えないよう対策を講じている。

〈エビデンス集　資料編〉

【資料 2-6-②-1】学生便覧　2023【資料 F-5】参照

【資料 2-6-②-2】亀田医療大学保健室規則　【資料 2-4-①-2】参照

【資料 2-6-②-3】学生相談のご案内【資料 2-4-①-4】参照
【資料 2-6-②-4】亀田メディカルセンター 奨学金・修学資金制度のてびき
（亀田医療大学用） 【資料 2-4-①-5】参照
【資料 2-6-②-5】2023 年度亀田医療大学大学院要覧 【資料 F-12】参照
【資料 2-6-②-6】2023 年度 学生生活満足度・実態調査 【資料 2-2-①-7】参照
【資料 2-6-②-7】2023 年度 大学院修了時調査結果 **【資料 2-6-①-6】参照**

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修環境に関する学生の意見・要望を把握するため、全学生を対象に毎年、「学生生活満足度・実態調査」及び「大学院修了時調査」を実施しているほか、VOICE ボックスと名付けた学生からの意見箱を学内に設置している。これらを通じて学生の抱える様々な悩みや意見・要望を把握し、全学的に学修環境に係る諸問題を学生支援委員会・教授会等で検討し、対策を講じている。

〈エビデンス集 資料編〉
【資料 2-6-③-1】2023 年度 学生生活満足度・実態調査 【資料 2-2-①-7】参照
【資料 2-6-③-2】2023 年度 大学院修了時調査【資料 2-6-②-6】参照
【資料 2-6-③-3】学生便覧 2023【資料 F-5】参照

（3）2－6 の改善・向上方策（将来計画）

本学では開学 2 年目からチューター制度が始まり、今ではこの制度が定着し、学生が充実した大学生活を送れるように支援している。チューターは学生が相談できる相手の一人として存在し、機能を果たしている。また、学生への指導助言について、チューター一人での対応では困難な場合は、各学年の学年主任の指示を受けている。今後も学生の意見を取り入れながらチューター制度を継続進化させて、学生支援に役立つように努めていきたい。

コロナ禍により対面での実施開催ができていなかった保護者懇談会および保護者面談について、2024 年度から再開し、保護者と教員がこれまで以上に十分な意見交換ができる時間を確保していく。

学生の要望や意見は、VOICE ボックスや 1 年に 1 回全学生へ実施している「学生生活実態調査・満足度調査」、また、チューター教員や学務課職員が直接話を聞く等などで把握しており、毎年、委員会等で実施方法等の改善を図っている。

学生からの要望・意見は大学の学修環境を改善していく上で非常に重要であり、その内容を関係部署で確認し、教授会・学科会議等で報告し、改善できるものは速やかに改善し、内容によっては中期的な計画を立て進めていく。

［基準 2 の自己評価］

本学における学生の受入れについては、看護学部及び大学院修士課程ともに募集人員に沿った適切な学生数を維持しているが、少子高齢化に伴い、入学者は減少傾向にある。そのため、入学者の確保に向けて広報活動を強化、さらに、学長を中心に大学運営・質保証推進会議で、入試改革等について検討を行っている。

学習支援については、オフィスアワー制度を全学的に実施するとともに、チューター制度により中途退学、休学及び留年への対応は十分に行われている。

キャリア支援については、教育職員及び事務職員で構成された委員会を設置し、就職支援は学生支援委員会、キャリア教育は教務・カリキュラム委員会、国家試験対策は学習支援委員会が担い、ポートフォリオを活用しながら、チューター制度のもとに個々の学生の進路や

意欲に合わせたきめ細やかな支援を行っている。学生サービスについては、学生生活支援全般を統括する組織として、学生支援委員会を設置している。本学では、本学の関連病院による「医療法人鉄蕉会奨学金制度」や「医療法人鉄蕉会修学資金貸付制度」などの修学支援制度があり、学生の経済的支援を行っている。多くの学生が課外活動に参加し、本学教員が顧問となり、必要に応じて助言や指導を行っている。心身の健康相談のためにカウンセラーを置くほか、保健室には看護師が常駐して、怪我や体調不良に対する処置に加えて健康相談にも応じている

学修環境の整備については、校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理を行っている、実習施設との連携を図り実習環境を整えており、図書館については図書委員会で問題・課題を検討し有効活用を目指している。教育目的の達成のため、コンピュータなどの IT 施設を適切に整備し、また授業を行う学生数の適切な管理は行われている。

学部は、学生の意見・要望への対応は、学部生に対して「学生による授業評価アンケート」及び「学生生活満足度・実態調査」を実施しているほか、VOICE ボックスに投函された学生の意見など委員会で取り上げ対策を講じている。また大学院は、「学生による授業評価アンケート」や「大学院修了時調査」を行い、その意見を学長戦略室評価部門で分析し、改善策を提案している。さらに大学院教授会で決定して対策を講じている。

したがって、基準 2 は満たしている。

基準 3. 教育課程

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

（1）3－1 の自己判定

「基準項目 3－1 を満たしている。」

（2）3－1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

【看護学部】

卒業時に身に付けるべき能力や資質を明確にするため、本学のディプロマ・ポリシー（以下、この基準において「DP」という。）は、亀田医療大学学則及び亀田医療大学大学院学則に定める目的及び教育理念に基づき、看護学部看護学科の DP、大学院看護学研究科の DP、研究科各領域の DP が策定されている。また、DP は学生便覧、シラバス、大学ホームページ等に掲載し、年度初めのガイダンスで学生便覧を用いて全学生に説明し周知を図っている。

【大学院看護学研究科】

大学院看護学研究科の教育理念及び教育目的に基づき、DP が策定され、大学ホームページでの公表、シラバス、大学院要覧への掲載、各学期開始時のガイダンスで全学生に説明し、周知を図っている。

〈エビデンス集　資料編〉

【資料 3-1-①-1】亀田医療大学学則　【資料 F-3】参照

【資料 3-1-①-2】亀田医療大学大学院学則　【資料 F-3】参照

【資料 3-1-①-3】2023 年度亀田医療大学シラバス　【資料 F-12】参照

【資料 3-1-①-4】学生便覧 2023　【資料 F-5】参照

【資料 3-1-①-5】2023 年度亀田医療大学大学院要覧　【資料 F-12】参照

【資料 3-1-①-6】2023 年度学部ガイダンス（亀田医療大学ガイダンス（1 年生）資料）
【資料 3-1-①-7】2023 年度大学院ガイダンス

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

学部における単位認定基準、進級基準及び卒業認定基準については、DP を踏まえた上で、「亀田医療大学学則」を始めとし、「亀田医療大学学位規則」「亀田医療大学履修規則」「亀田医療大学「進級判定」に関する取扱内規」及びシラバス等に定めている。これらは、学生便覧・ホームページに記載するとともに、1 年次のオリエンテーションで説明している。さらに、単位・出席、定期試験などの履修上の特に重要な留意事項は、ガイダンスや科目ごとのオリエンテーションで指導し、学生に周知している。

大学院における単位認定基準及び修了認定基準については、DP を踏まえた上で、「亀田医療大学大学院学則」を始めとし、「亀田医療大学大学院学位規則」「亀田医療大学大学院履修規則」「亀田医療大学大学院長期履修に関する規程及びシラバス等に定めている。これらは、大学院要覧・ホームページに記載するとともに、1 年次のガイダンスで説明している。さらに、単位・出席、定期試験などの履修上の特に重要な留意事項は、入学時のガイダンスや修士論文提出に関するガイダンス等でも随時周知を行っている。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

単位認定、進級判定及び卒業認定については、上記 3-1-②のとおり学則等に定め、学生に周知した上で、厳正に適用している。
その適用については、基準に沿った認定及び判定を厳正に行っており、特に進級判定及び卒業認定については、教務・カリキュラム委員会の審議を経た上で、教授会に諮り、その意見を参考に学長が行っている。

学修の評価は、履修規則及びシラバスに基づき、科目担当教員が S、A、B、C 及び D の 5 段階をもって判定し、S、A、B、C を合格としている。

判定	合格				不合格
評価	S	A	B	C	D
評点	100～90 点	89 点～80 点	79 点～70 点	69 点～60 点	59 点以下

大学院看護学研究科の単位認定及び修了認定については、上記 3-1-②のとおり学則等に定め、学生に周知した上で、厳正に適用している。

その適用については、基準に沿った認定及び判定を厳正に行っており、特に修了認定については、大学院教授会で審議を行い、その修了意見を参考に学長が行っている。

学修の評価は、大学院履修規則及びシラバスに基づき、科目担当教員が S、A、B、C 及び D の 5 段階をもって判定し、S、A、B、C を合格としている。

判定	合格				不合格
評価	S	A	B	C	D
評点	100～90 点	89 点～80 点	79 点～70 点	69 点～60 点	59 点以下

（3）3－1 の改善・向上方策（将来計画）

看護学部及び大学院看護学研究における DP の学内外への周知については、大学ホームページでの公表、各学期開始時のガイダンス時の学生への説明、学生便覧及びシラバスへの掲載により実施している。今後も状況に応じて工夫を継続して実施していく。
DP を踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準についても、今後も厳正な適用を継続して実施していく。

3－2. 教育課程及び教授方法
3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
3-2-④ 教養教育の実施
3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施
（1）3－2 の自己判定
「基準項目 3－2 を満たしている。」

（2）3－2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）
3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

DP の目的を実現するための適切な教育課程を編成し、体系的・組織的な教育活動を行うため、看護学部看護学科のカリキュラム・ポリシー（以下、この基準において「CP」という。）、大学院看護学研究科の CP、研究科各領域の CP が策定されている。また、CP は学生便覧、大学院要覧、ホームページ等に掲載することで周知を図っている。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

【看護学部】
本学は、亀田医療大学学則及び亀田医療大学大学院学則に定める目的及び教育理念に基づき DP を定めている。令和 2(2020)年度のカリキュラム改正に伴い、DP に到達する人材育成の実現に資するべく教育目標（7 つの必須要素）を見直し、それらの目標達成を目指した看護学部看護学科の CP を策定し、一貫性を保っている。

【大学院看護学研究科】
DP に到達する人材育成を目的に、研究科及び各領域における CP が編成されている。さらに各 CP に具体的な科目を明示することで、DP との一貫性を明確化している。
特に令和 3(2021)年度には、実践看護学領域の中に高度実践看護師コースとしてがん看護学、精神看護学が追加され、さらに、2023 年度には、高度実践看護師コースとしてクリティカルケア看護学とエンドオブライフケア学が追加され、CP の見直しを行っている。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

【看護学部】
本学看護学部は、看護師養成学校として文部科学省から指定を受けている。このため、養成所指定規則により、必要な授業科目や単位が定められており、これが本学部教育課程の骨子となり、大きく 3 つの分野を設定している。
いわゆる教養教育に相当する『基礎教養分野』は、人間を広く理解し、現代の社会人として、

そして汎用的な技能を身につけるための「人間の理解」、「外国語」に加え、人間を取り巻く環境とそれが与える健康への影響についての理解を深める「人間と環境」、「人間と健康」を置き、さまざまな問題や課題に対する学修を省察し、それを拡大、深化させるための検討の機会を持つことで、基礎的能力の拡大をはかる「ゼミナール」の 5 つに区分されている。『専門基礎分野』には、優れた実践能力を育成するために、専門分野としての看護学を学ぶための基盤となる科目を含む「生命科学」を設定している。
『看護専門分野』は、看護師の基礎的知識と能力を育成するために大切な基礎的看護概念と技術を学ぶ科目で構成された「基礎看護学」と小児から高齢者までの発達段階にある個人・家族を対象とする看護学の科目群「実践看護学」を配置している。さらに看護学知識の統合と看護の対象を個人・家族・グループから地域へと拡大し、看護の専門職として必要な知識や国際的視野を育成する「看護の統合と実践」の 3 つに区分されている。
シラバスには、CP に沿って配置されている科目の全てに教育目標（7 つの必須要素）のどの項目と関連があるのかを明記している。また、それぞれの科目にはカリキュラムマップに示している科目ナンバリングと「授業概要」、「達成目標」、「履修条件」、「授業計画」、「評価方法・評価基準」などを記載し、学生にわかりやすく詳細に伝えている。
本学では CAP 制度を導入しており、1 年間で履修できる単位数の上限は 1 年次 44 単位、2 年次 54 単位、3 年次 42 単位、4 年次 28 単位とし、これらは学生便覧に記載している。

【大学院看護学研究科】
大学院生の共通科目として 9 科目中の 7 科目（14 単位）を全員が選択必修すると共に、看護管理学領域、実践看護学領域、ウィメンズヘルス・助産学領域のそれぞれの専門性に応じた科目を配置し、科目間の学修順序と学修時期を考慮した教育課程を編成している。領域ごとの特別研究科目及び課題研究についてはその能力を強化する配置にしている。また、看護管理学領域は、日本看護協会が定める看護管理者の認定資格要件を満たす科目を配置し、専攻対象者が資格申請をできるようにしている。日本看護系大学協議会の認定を受け、令和 3(2021)年度に始まった高度実践看護師コースのがん看護学コースと精神看護学コース、令和 5(2023)年度から始まったクリティカルケア看護学とエンドオブライフケア学において、高度な専門性を身につけられるよう、CP に合致した実践力強化のための科目を配置している。ウィメンズヘルス・助産学の国家試験受験資格取得コースでは、厚生労働省の看護師養成所等の指定規則に沿った科目を 31 単位配置し、2 年間のフルタイム学修として履修できる編成としている。
大学院要覧には、三つのポリシーの明示と科目履修に関すること、修士論文作成に関する流れとそれに関する具体的内容を明示し、開講科目のすべてについて「授業概要」、「到達目標」、「授業計画」、「評価方法・基準」を明記し、事前事後学習についても説明している。
本研究科では 1 年間で履修できる単位数の上限について定めていないが、長期履修制度を設定し、適切に履修できるように工夫している。また、指導教員の指導のもとに履修科目を選択するよう、大学院要覧に記載している。

3-2-④　教養教育の実施

【看護学部】
3-2-③で述べたとおり、本学部で教養教育に相当する基礎教養分野は、「人間の理解」「外国語」「人間と環境」「人間と健康」「ゼミナール」の 5 つに区分されており、DP と明確に関連付けられまた、適正に配置され運用が図られている。

【大学院看護学研究科】
看護の専門科目の基盤となる科目として共通科目が配置されており、その中には医療人間

学やケアシステム論など、幅広い見地から医療や看護を捉えることができるような教養科目に匹敵する科目を置いている。

3-2-⑤　教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【看護学部】

アクティブ・ラーニングについて、それぞれの領域において授業内容・方法を工夫しながら実施している。特に看護専門分野の科目においては、講義・演習・実習を連動させた看護技術習得のために、①事例を提示、②事前学習（個人）、③グループ学習、④技術演習（ロールプレイング）、⑤討議、⑥教員による講評、⑦グループでの振り返り、⑧課題レポートの作成（個人）といった形式を取るなど、授業内容・方法の組み立てを工夫している。

また、教授方法の工夫や改善については、教育研究等の適切かつ効果的な運営を図り、教職員に必要な知識及び技能を習得させるための FD・SD を大学運営・質保証推進会議が主体となり活動している。また、学生の看護学実践の能力の状況を把握し、教授方法の改善に役立てるために、毎年 3 月に実習報告会を開催し、意見交換を行っている。

今後も全学的な教授方法の改善と教員の教授力の向上を図り、教授方法の改善を進めるために組織体制を整備し、運用していく。

【大学院看護学研究科】

本学大学院の研究指導においては、主指導教員を入学時に決定して専門領域の講義、演習、実習、特別研究論文または課題研究論文という一貫した研究指導体制が整備されている。大学院では、講義、演習、実習、論文指導とも、少人数教育で行われており、学生の主体的な学びによって学修が進められており、アクティブ・ラーニングの手法が十分取り入れられている。 教授方法の改善を進めるために、授業評価及び修了時調査によって、目標達成状況や教授方法等の意見を確認し、学長戦略室「評価部門」で整理・検討している。その結果については大学院教授会にて審議され、研究科委員会で報告している。今後も継続的に大学院研究科の組織体制を維持し運営していく。

〈エビデンス集　資料編〉
【資料 3-2-⑤-1】亀田医療大学学則　【資料 F-3】参照
【資料 3-2-⑤-2】亀田医療大学大学院学則　【資料 F-3】参照
【資料 3-2-⑤-3】2023 年度亀田医療大学シラバス　【資料 F-12】参照
【資料 3-2-⑤-4】学生便覧 2023【資料 F-5】参照
【資料 3-2-⑤-5】2023 年度亀田医療大学大学院要覧　【資料 F-12】参照

（3）3－2 の改善・向上方策（将来計画）

教授方法の工夫や改善については、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図り、教職員に必要な知識及び技能を習得させるための FD・SD を大学運営会議が主体となり、活動している。また、学生の看護実践能力の状況の把握し、教授方法の改善・質保証を推進に役立てるために、毎年 3 月に実習報告会を開催し、意見交換を行っている。

今後も全学的な教授方法の改善と教員の教授力強化を図り、改善・向上に努めていく。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-①　三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-②　教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

（1）3－3 の自己判定

「基準項目 3－3 を満たしている。」

（2）3－3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

【看護学部】

本学では、DP を基にした教育目標として、Ⅰ．教養教育で培う普遍的基礎能力、Ⅱ．根拠に基づいた看護実践能力、Ⅲ：チーム医療におけるミュニケーションとコラボレーション能力、Ⅳ：ヘルスプロモーションと予防の実践能力、Ⅴ：国際的視野の育成と地域貢献能力、Ⅵ：継続的に専門性を向上させる実践能力、必須要素Ⅰ～Ⅵを統合したⅦ：包括的看護実践能力の 7 つの必須要素を設定している。そして、学修成果を基に「評価票」を作成し、4 年次の卒業時に評価している。また、教育目標は、各科目で関連の深い項目をシラバスに提示し、学修成果を確認している。

また、令和 3(2021)年度に三つのポリシーを踏まえた学修成果の可視化方針としてアセスメント・ポリシーを策定し、教育の内部質保証のための PDCA サイクルを明確にした。三つのポリシーと教育目標に基づく教育を実践し、学長戦略室 IR 部門と関係する委員会（教務・カリキュラム委員会、学習支援委員会、学生支援委員会等）でアセスメント・ポリシーにおける項目のデータを分析し、学習成果の点検・評価を実施している。このアセスメント・ポリシーと教育の内部質保証のための PDCA サイクルは亀田医療大学のホームページで公開している。

本学では、平成 24（2012）年の開学当初から、学生による授業評価アンケート（授業に対する学生自身の取り組み、担当教員の授業に対する取り組み、授業から得たもの、自由記述）を授業最終日に実施し、その結果を学修指導改善に活かしてきた。平成 26（2014）年からは、より効果的な教員の授業成果向上を図るべく、学生による授業評価アンケートの結果に対する授業改善報告を行っている。その内容は「授業の目的･目標」「実施状況の概略（教育内容・方法、授業の実際)」「科目の教育目的（ねらい）に対する評価」「学科の教育目標への貢献度（7 つの到達目標との関係)」である。

本学では、学生による授業評価の結果を、教員自身が次年度の授業改善として反映させている。

【大学院看護学研究科】

大学院看護学研究科は開設初年度として、DP を定めている。1.高い倫理観に基づいた看護職としてのリーダーシップがとれる。2.看護の実践及び提供システムの改革を推進し、看護実践の質向上と発展に創造的に取り組む。3.自律性をもって看護学の発展に寄与する研究及び教育の推進に関わる。4.医療が抱える様々な問題に、科学的根拠に基づいたケアのリーダーシップがとれ、教育研究を推進できる。5.保健医療職及び福祉関連職等と協働し、看護職としてのリーダーシップを発揮できる。の 5 項目を踏まえたカリキュラムの進行を確実に進めている。具体的には科目の修了ごとに厳格な成績評価を行うと共に、学生による授業評価の実施を行い、履修規定に沿った厳格な進行を実施している。

大学院生の学修状況・資格取得状況・就職状況については学生の面談により点検・評価し、卒業時の 5 つの能力（ディプロマ・ポリシー）の達成状況については大学が定めた質問紙や測定方法に基づいて学修成果を自己点検・評価して貰っている。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【看護学部】

本学では、平成 24（2012）年の開学当初から、学生による授業評価アンケート（授業に対

する学生自身の取り組み、担当教員の授業に対する取り組み、授業から得たもの、自由記述）を授業最終日に実施し、その結果を学修指導改善に活かしてきた。平成 26（2014）年からは、より効果的な教員の授業成果向上を図るべく、学生による授業評価アンケートの結果に対する授業改善報告を行っている。その内容は「授業の目的･目標」「実施状況の概略（教育内容・方法、授業の実際）」「科目の教育目的（ねらい）に対する評価」「学科の教育目標への貢献度（7 つの到達目標との関係）」である。

その結果は、次年度の授業の改善策「教員による授業評価」として記載し、学長戦略室評価部門長に提出することにより、教育内容・方法及び学修指導の改善を促している。本学ではこのようにして、学生による授業評価の分析を、次年度の授業改善に役立てている。

【大学院看護学研究科】

学生による授業評価アンケートを行っており、結果を授業担当者へフィードバックし、教育内容・方法、学修指導等の改善に向けて取り組んでいる。

〈エビデンス集　資料編〉
【資料 3-3-②-1】亀田医療大学学則　【資料 F-3】参照
【資料 3-3-②-2】亀田医療大学大学院学則　【資料 F-3】参照
【資料 3-3-②-3】2023 年度亀田医療大学シラバス【資料 F-12】参照
【資料 3-3-②-4】学生便覧 2023【資料 F-5】参照
【資料 3-3-②-5】2023 年度亀田医療大学大学院要覧【資料 F-12】参照

（3）3－3 の改善・向上方策（将来計画）

看護学部では、卒業時の 6 つの能力（ディプロマ・ポリシー）について、教育目標である看護実践力の達成状況を、大学が定めた質問紙による測定方法に基づいて学修成果の点検や教授方法の改善などに取り組んでいる。教員は授業成果の向上を図るべく、学生による授業評価アンケートの結果に対して授業改善報告を提出することで、改善を図っている。今後は、DP をもとにした教育目標とその評価については、質問紙による測定方法についてさらに改善を図っていく必要がある。

大学院生の卒業時の 5 つの能力（ディプロマ・ポリシー）の達成状況については、修了時に大学が定めた質問紙を用いて学修成果を大学院生自身に自立点検・評価してもらい、DP の達成度を把握している。修了後、修了生が実践においてどのように変化し、組織で活動しているかを今後調査していく。

［基準 3 の自己評価］

本学看護学部の学位認定、卒業認定、修了認定において、本学の目的及び教育理念に基づき、看護学部看護学科の DP、大学院看護学研究科の DP、研究科各領域の DP が策定している。また、DP は学生便覧、シラバス、大学院要覧、ホームページ等に掲載し、ガイダンスで全学生に説明し、周知を図っている。目的及び教育理念に基づき DP を定めている。DP に到達する人材育成の実現に資するべく教育目標（7 つの必須要素）と、それらを目指した看護学部看護学科の CP を策定し、一貫性を保っている。また、必要な授業科目や単位が定められており、これが本学部教育課程の骨子となっており、大きく 3 つの分野を設定している。DP を踏まえ、単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等を定め、ガイダンスや科目ごとのオリエンテーションで指導し、学生に周知している。また、単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等を定め、厳正な適用を行っている。

教育課程及び教授方法においては、CP を策定し周知している。さらに、CP と DP との一貫性は保っている。また、CP に沿った教育課程の体系的編成を行っている。教養教育の実施、教授方法の工夫・開発を行い、効果的な実施している。

学修成果の点検・評価では、学生の満足度調査や学生による授業評価アンケートを基に

改善を図っている。また、三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価については、卒業生や就職先へのアンケート調査を実施し、卒業生の看護実践力の状況や成長について分析し、教育課程に反映させている。授業評価や大学院修了時調査による大学院生の意見を基に、改善策に沿って対応している。学生による授業評価アンケートの結果を基に、教育内容・方法及び学修指導等の改善として提出を促し、次年度の授業改善に反映させるようにしている。また、その結果については「学生による授業評価・教員による授業評価」として図書館に配架し、学生が閲覧できるようフィードバックしている。

大学院看護学研究科については、大学院生の卒業時の 5 つの能力（ディプロマ・ポリシー）の達成状況については、修了時に大学が定めた質問紙を用いて学修成果を自立点検・評価してもらい、DP が達成しているか把握している。

したがって、基準 3 は満たしている。

基準 4. 教員・職員

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

（1）4－1 の自己判定

「基準項目 4－1 を満たしている。」

（2）4－1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

学長の職務と権限は、「亀田医療大学学則」第 5 条および「亀田医療大学大学院学則」第 4 条の規定により、学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。」としている。

また、「亀田医療大学 ガバナンス・コード 第 1 版」の第 3 章 「教学ガバナンス（権限・役割の明確化）」の中で、学長の責務として、「(1)学長は、学則第 1 条に掲げる「本学は、教育基本法及び学校教育法に則り、保健医療福祉分野における学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開できる専門職者を育成することを目的とする。」という目的を達成するため、リーダーシップを発揮し、本学の校務を掌り、所属教職員を統督します。 (2)学長は、理事会から委任された権限を行使します。 (3)所属教職員が、学長方針、中期的な計画、学校法人経営情報を十分理解できるよう、これらを積極的に周知し、共有することに努めます。」を定めている。

なお、「亀田医療大学学則」第 5 条の 2-2 では、「副学長、学長特命補佐を置くことができる」と規定し、現在は副学長を置き、学長をサポートしている。

学長を中心とした運営体制としては、学長が議長となり、本学運営に関する重要事項の調整・協議を行う「大学運営・質保証推進会議」を設置し、教授会、大学院教授会をはじめとする各会議、各委員会等との緊密な連携を図り、学長が大学運営の責任者としてリーダーシップを発揮できる体制を構築している。その他、学長が室長となり、自己点検・評価を徹底し、大学運営を円滑に遂行するために「内部質保証プロジェクト」、「評価部門」、「IR 部門」から組織される「学長戦略室」を設置している。

〈エビデンス集 資料編〉

【資料 4-1-①-1】亀田医療大学 ガバナンス・コード 取組点検の結果について

【資料 4-1-①-2】学校法人鉄蕉館 組織図(2023.5.1) 【資料 1-2-⑤-1】参照

【資料 4-1-①-3】亀田医療大学学則、亀田医療大学大学院学則【資料 F-3】参照
【資料 4-1-①-4】亀田医療大学 学長戦略室規程
【資料 4-1-①-5】亀田医療大学大学運営・質保証推進会議規程【資料 1-1-④-1】参照

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

前述のとおり、学則第 5 条及び大学院学則第 4 条において「学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する」と定め、学長の権限と責任の明確化を図っているほか、教学マネジメントを効果的に推進するため、学長を議長とする「大学運営・質保証推進会議」を設置している。

なお、権限の適切な分散と責任を明確にするべく学部長および研究科長を置いており、前者は「亀田医療大学学部長選考規程」第 3 条の規定により、「学部長は、学部の運営責任者として教育研究の編成に責任を持つとともに、学部の業務全般を総括する。」、後者は「亀田医療大学大学院看護学研究科長選考規程」第 3 条の規程により、「研究科長は、大学院の運営責任者として教育研究の編成に責任を持つとともに、大学院の業務全般を総括する。」とその職務を定めている。そして、学部長は、「亀田医療大学教授会規程」第 4 条「教授会は、学部長が招集し、その議長となる。」により、教授会を招集し、学部運営を行い、研究科長は、「亀田医療大学大学院教授会規程」第 4 条「教授会は、研究科長が招集し、その議長となる。」により、教授会を招集し、大学院運営をしている。

また、教育研究に関する事項を審議し、学長に意見を述べるため、学部及び大学院にそれぞれ教授会を設置し、学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与等、教育研究に関する重要な事項について審議している。教授会で意見を聴く事項として、学部教授会では教員の業績評価の基準に関する事項はじめ 9 項目を、また、大学院教授会で意見を聴く事項としては教育課程の編成に関する事項はじめ 7 項目をそれぞれ学長が定めており、学長のリーダーシップのもと、教育職員、事務職員が教職協働し、円滑な教学マネジメントシステムを構築している。

〈エビデンス集　資料編〉
【資料 4-1-②-1】亀田医療大学学則、亀田医療大学大学院学則【資料 F-3】参照
【資料 4-1-②-2】学長の命を受けて副学長がつかさどる事項
【資料 4-1-②-3】亀田医療大学教授会規程、亀田医療大学大学院教授会規程
【資料 1-1-④-2】、【資料 1-1-④-3】参照
【資料 4-1-②-4】教授会で意見を聴く事項、大学院教授会で意見を聴く事項

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

本法人には総務統括部と財務統括部を置き、管理運営担当理事の下、運営に当たっている。また、大学事務局には、総務課、学務課、財務課を置き、「学校法人鉄蕉館事務組織規程」に規定された事務分掌により業務を担当しており、大学全体の教学マネジメントを支える仕組みを整えている。

また、本学の運営を円滑に進めるために置かれている各種委員会には、職員も参画しており、職員の意見が意思決定に反映され、教職協働による体制を確保している。

〈エビデンス集　資料編〉
【資料 4-1-③-1】学校法人鉄蕉館 組織図(2023.5.1)　【資料 1-2-⑤-1】参照
【資料 4-1-③-2】2023 年度 委員会構成員一覧
【資料 4-1-③-3】学生便覧 2023（P34～36）【資料 F5】参照
【資料 4-1-③-4】学校法人鉄蕉館 事務組織規程

(3) 4－1 の改善・向上方策（将来計画）

本学は校務をつかさどる学長の補佐体制に関わる各規則を整備し、円滑な教育マネジメント体制を継続的に構築している。今後も組織的かつ横断的な教育研究実施組織を維持し、効果的な大学運営を図っていく。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4－2 の自己判定

「基準項目 4－2 を満たしている。」

(2) 4－2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

本学学部に 9 つの専門領域（「基礎・専門基礎」、「基礎看護学」、「成人看護学」、「老年看護学」、「精神看護学」、「在宅看護学」、「ウィメンズヘルス看護学」、「小児看護学」、「地域看護学」）を、大学院に 3 つの専門領域（「看護管理学」、「実践看護学（「実践研究コース」/「高度実践看護師コース」）」、「ウィメンズヘルス・助産学」）を置き、それぞれ教員を適正に確保・配置しており、専門の学科、実習等の教育にあたっている。

本学の教員採用・昇任については、教員選考規程、教員選考基準及び運用方針を定めており、助教以上の選考は学長が教員選考委員会を設置し、選考委員長等により教育・研究上の業績等について審査が行われる。選考結果は委員長から学長に報告された後、教授会の議を経て学長が理事長に推薦し、決定することとしている。なお、教員の昇任については、大学教員としての職務上の実績として、毎年実施している教員業績評価結果も判断基準の 1 つとしており、教育、研究、社会貢献及び管理運営の 4 分野の結果を含め総合的に審査され、教員採用時同様、適切な選考方法を経て昇任人事が行われている。

〈エビデンス集　資料編〉

【資料 4-2-①-1】階級別教員数（看護学部、大学院看護学研究科 R5.5.1 現在）
【資料 4-2-①-2】亀田医療大学教員選考規程
【資料 4-2-①-3】亀田医療大学教員選考基準
【資料 4-2-①-4】亀田医療大学教員選考基準に関する運用方針
【資料 4-2-①-5】亀田医療大学教員業績評価に関する規程
【資料 4-2-①-6】亀田医療大学教員業績評価実施要項

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

FD の取組については、大学運営・質保証推進会議にて立案・計画し、毎年度適切な FD を実施している。

令和 5(2023)年度の具体的な活動内容としては、教育能力開発として臨地実習報告会を行った。また、研究能力開発・資金確保として科研費獲得のコツ、研究倫理講演会、亀田総合病院と連携した倫理講演会、研究不正防止に関する講演会、研究交流会を行い、多くの参加者があった。

時代的要請を反映し、教職員のニーズに適ったテーマやオンライン開催、対面開催など開催方法について見直しを行い、より充実したFDとなるように実施していきたい。

〈エビデンス集 資料編〉
【資料 4-2-②-1】亀田医療大学大学運営・質保証推進会議規程【資料 1-1-④-1】参照
【資料 4-2-②-2】R5年度FD・SD研修実施報告書
【資料 4-2-②-3】R5年度FD・SD企画案
【資料 4-2-②-4】委員会活動報告書：令和5年度SD・FD_大学運営・質保証推進会議

(3) 4－2の改善・向上方策（将来計画）

教育目的及び教育課程に必要な教員を確保し配置できているが、今後も、教育研究を継続できる体制の整備充実に向けて、一層の努力を行う。特に、持続的な組織であるためには、将来を見据えた取組みが必要であり、若手教員の教育・研究能力向上に沿った全学的な支援を行うなど、継続的で質の高い教員組織の構築を目指していく。そのために、教育・研究課題を抽出し、時宜に応じたFD研修を実施していく必要がある。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4－3の自己判定

「基準項目 4－3を満たしている。」

(2) 4－3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

本法人が策定した第二期中期計画(2021-2025)においては、教員の資質、研究力の強化・研究不正防止の徹底、職員の資質・能力向上への取り組み等があげられており、本学では大学運営・質保証推進会議所掌の下、今年度はSDを7回実施した。その内容は博士課程DNPコースについて、情報セキュリティの基礎知識と最新動向について、ハラスメント防止について、1・3・4年生のPROGテスト結果の概要について―本学1・4年生の結果の特徴と他大学との比較等について、学生と教職員との関係づくりについて、災害時の看護について卒業生調査の報告というものであり教職員の資質・能力向上の機会を継続的に設けている。

〈エビデンス集　資料編〉
【資料 4-3-①-1】 R5年度FD・SD研修実施報告書 【資料 4-2-②-2】参照
【資料 4-3-①-2】 R5年度FD・SD企画案 【資料 4-2-②-3】参照
【資料 4-3-①-3】 亀田医療大学大学運営・質保証推進会議規程 【資料 1-1-④-1】参照

(3) 4－3の改善・向上方策（将来計画）

大学経営をめぐる諸環境の変化、とりわけ 18 歳人口の減少や教育研究環境のグローバル化、知識基盤社会の到来などにより、ガバナンスやマネジメントの強化を通じた大学改革の推進が強く求められている。こうした高度・複雑化する大学運営に対応していくためには、継続した職員の資質・能力の向上を図っていかなければならない。本学は極小規模の単科大学であり、限られた組織体制の中での大学運営にあたって、これからも職員一人ひとりの能力を十分に発揮できるよう適正な人事を行い、特に職員が高度な知見を修得できるよう、内部・外部研修といったさまざまな機会を効果的に活用しながら研鑽を深めていく。

4－4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

（1）4－4 の自己判定

「基準項目 4－4 を満たしている。」

（2）4－4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

本学の基本理念である「HEART」に基づき研究支援にも力を注いでいる。本館に隣接し、渡り廊下で繋がる 4 階建ての研究棟には、2～4 階に各専任教員全員に十分な面積を持った研究室、講師以上は個室となっているなど、教員の研究活動に配慮した整備となっている。蔵書については選書基準に基づいて国内外の看護学を中心とした資料を系統的に収集しており、研究遂行にあたり教員が図書館システムとしてはデータベース､電子ジャーナルは医中誌 Web、メディカルオンライン、最新看護索引 Web、CINAHLPluswithFullText などを導入している。国立国会図書館デジタルコレクションや NII-REO の機関登録をし、医療以外の分野でもオンライン情報を提供し、幅広い研究に活用できる情報環境づくりを目指している。また、総合研究所では設備面だけでなく統計や倫理や英語の専門知識を有する者からの支援を受け、研究資源を有効に活用した上での、研究計画作成、研究遂行から学会発表、論文作成までの支援を行っている。

〈エビデンス集　資料編〉

【資料 4-4-①-1】学生便覧 2023（p178～p179）【資料 F-5】参照

【資料 4-4-①-2】学校施設調査票

【資料 4-4-①-3】亀田医療大学ホームページ抜粋「図書館」
https://www.lib-finder.net/kameda/page_detail?id=108

【資料 4-4-①-4】亀田医療大学総合研究所規程

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

本学は平成 24（2012）年の開学当初から、研究倫理審査委員会並びにその運営を担当する研究倫理審査検討委員会を設置し、研究倫理審査に関する体制整備並びに倫理教育を実施してきた。研究倫理審査に関しては、「亀田医療大学研究倫理審査取扱規程」、具体的な審査委員会の手順書として「亀田医療大学研究倫理審査委員会規則に関する細則」を制定している。平成 25（2013）年 4 月からは、生命倫理学を専門とする准教授（平成 28（2016）年から教授）が研究倫理審査委員会及び研究倫理審査検討委員会の委員長に就任するとともに、研究倫理教育責任者として積極的な活動を展開している。特に倫理審査の手順書である「運営細則」については、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（以下、「指針」という。）」に準拠したものへ改訂した（令和 5(2023)年 10 月 1 日から施行)。また、「指針」が要求する倫理審査の書式を新たに作成した。このように国の定める「指針」の改訂に適宜対応し、「指針」に則った倫理審査を実施している。

研究倫理教育に関しては、平成 25(2013)年 9 月に「亀田医療大学研究倫理研修会等実施概要」を制定し、平成 26（2016）年度から e ラーニングの導入を図り、平成 27（2017）年度から e ラーニングの受講を研究倫理申請の要件として義務づけている。さらに、平成 28 (2016) 年度からは、研究倫理審査委員会委員を対象とする研究倫理教育を実施し、研究倫理審査の質的な向上に努めている。

学生に対する研究倫理教育については、平成 26（2014）年度から 3 年次開講「看護研究」の 1 コマ及び 4 年次開講「研究ゼミⅠ」の 1 コマで「研究倫理」の内容を教授している。なお、この 2 コマの受講を、研究ゼミにおける研究倫理申請要件としており、講義欠席者には個別に対応し、全学生が受講することになっている。

研究不正の防止に関する本学の取組みに関しては、文部科学省が制定した「研究活動における不正行為への対応に関するガイドライン」（平成 27（2015）年適用）に合わせ、本学においても同年 4 月に「亀田医療大学における研究活動上の不正行為に関する取扱規程」並びに「亀田医療大学研究活動上の不正行為防止体制整備規程」を制定した。また、研究不正防止の主な取組みとして研究倫理教育を実施してきた。上記の研究倫理教育責任者による研究倫理研修（FD 企画）に加え、科学研究費補助金申請に関する説明会においても、特に研究費の取扱いに関する不正について説明する機会を設け、研究不正防止の徹底を図っている。

〈エビデンス集　資料編〉
【資料 4-4-②-1】亀田医療大学研究倫理審査検討委員会規則
【資料 4-4-②-2】亀田医療大学研究倫理審査委員会規則に関する細則
【資料 4-4-②-3】2023 年度委員会構成員一覧【資料 4-1-③-2】参照
【資料 4-4-②-4】亀田医療大学研究倫理研修会等実施概要
【資料 4-4-②-5】2023 年度亀田医療大学シラバス　【資料 F-12】参照
【資料 4-4-②-6】亀田医療大学における研究活動上の不正行為に関する取扱規程
【資料 4-4-②-7】亀田医療大学研究活動上の不正行為防止体制整備規程
【資料 4-4-②-8】令和 5 年度　科研費学内説明会資料

4-4-③　研究活動への資源の配分

教員研究費は規程に基づき専任教員全員に交付され、支給額は年間教授 40 万円、准教授 30 万円、講師 25 万円、助教 20 万円、助手 10 万円となっている。大学運営・質保証推進会議で審査の上、年間 1 件の研究に対し 1 件 10 万円の学長裁量経費特別研究費の交付も行っている。また、科学研究費補助金申請・獲得促進のため、総合研究所運営委員会主催により、獲得者による研究計画の発表会や研究論文表彰「ペーパーオブザイヤー」等も実施している。前述の資金支援により設備の充実を図るとともに、総合研究所による研究活動への支援体制を整えている。

〈エビデンス集　資料編〉
【資料 4-4-③-1】亀田医療大学教員研究費規程
【資料 4-4-③-2】亀田医療大学学長裁量経費配分方針
【資料 4-4-③-3】令和 5 年度　科研費学内説明会資料【資料 4-4-②-8】参照
【資料 4-4-③-4】亀田医療大学研究倫理審査検討委員会規則【資料 4-4-②-1】参照
【資料 4-4-③-5】亀田医療大学研究倫理審査委員会規則に関する細則【資料 4-4-②-2】参照
【資料 4-4-③-6】令和 5 年度　委員会構成　【資料 4-1-③-2】
【資料 4-4-③-7】亀田医療大学総合研究所規程【資料 4-4-①-4】参照

（3）4－4 の改善・向上方策（将来計画）

平成 30（2018）年度委員会再編から、職種によって分けられていた研究支援体制窓口が総合研究所に一本化され、教員及び客員研究員への互いの研究支援（研究交流の促進、協働）を行うことができるような体制をとっている。また、不正防止計画推進部署も総合研究所とすることで、研究活動の支援と同時に適正な研究活動の執行の推進も担っている。今後もこの体制を維持したうえで、更なる研究活動の推進、発展を目指す。

［基準 4 の自己評価］基準項目全体に関わる自己判定の留意点

総合研究所にて外部資金獲得に向けた説明会の計画、統計や倫理の専門家による研究計画立案、執行の助言を受ける事が出来る体制を整える他、外部資金に関する周知活動も行い、外部資金導入の努力を行っている。

基準 5. 経営・管理と財務

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

（1）5－1 の自己判定

「基準項目 5－1 を満たしている。」

（2）5－1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

学校法人鉄蕉館は、寄附行為第 3 条にて「教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、有能な人材を育成することを目的とする。」としている。亀田医療大学は学校法人鉄蕉館の高等教育機関として開学し、以来、教育基本法及び学校教育法、私立学校教育法を遵守し、学則及び学内諸規程を整備し、法令を遵守して誠実に経営を行っている。学校経営上、また本学の使命を完遂するため、経営の規律と誠実性を維持するため「利益相反ポリシー」や「利益相反管理規程」を定め、遵守している。組織倫理に関しては、服務規律を明確にし、「個人情報保護規程」、「公益通報者保護規程」等を定め、適切な運営を行っている。

〈エビデンス集　資料編〉

【資料 5-1-①-1】学校法人鉄蕉館 寄附行為 【資料 F-1】参照

【資料 5-1-①-2】亀田医療大学 利益相反ポリシー

【資料 5-1-①-3】亀田医療大学 利益相反管理規程

【資料 5-1-①-4】学校法人鉄蕉館 個人情報保護規程

【資料 5-1-①-5】学校法人鉄蕉館 公益通報者保護規程

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

寄附行為第 3 条、学則第 1 条及び大学院学則第 1 条に掲げている本学の目的実現に向けて、本学の最高意思決定機関である理事会及び諮問機関である評議員会のもと、第二期中期計画(2021-2025)を策定し、当該計画に基づき単年度ごとの予算を編成し、執行している。さらに、本学の理事、教職員、評議員以外の者であって評議員会の同意を得て理事長が選任した監事による監査のほかに、公認会計士による外部監査を実施することで、目的実現に向けての健全な財政運営を遂行できる体制を整えている。

〈エビデンス集　資料編〉

【資料 5-1-②-1】学校法人鉄蕉館 第二期中期計画（2021-2025）【資料 1-2-③-1】参照

【資料 5-1-②-2】学校法人鉄蕉館 監事監査規程

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

（環境保全への配慮）

本学の建物は環境保全のため、避難口・通路誘導灯や廊下、トイレのダウンライトにLED照明を導入している。加えて、トイレ等の共用スペースには人感センサーによる自動点灯・消灯システムにより、電力使用の省力化を図っている。また、エアコンの温度設定を集中管理しており、冷暖房効率の向上を図っている。こうした設備機器による省エネルギー対策を行うほか、学生や教職員への節電の啓発や、ビジネスカジュアルの通年実施を行っている。その他、海に近い本学では一部の空調室外機の放熱フィンへの水かけなど機器の熱効率を図り、また塩害防止対策を行っている。

また、健康・衛生面では、敷地内全面禁煙とし、健康管理を学生便覧等で促している。教職員の安全衛生管理では、労働安全衛生法により「安全衛生委員会」を設置し、産業医と衛生管理者による職場巡視及び職員の超過勤務状況や労働災害状況、ストレスチェックの分析や個別対応等を行い、改善策を審議・決定し、施設及び就労環境の保全、改善を図っている。

（人権への配慮）

人権保護については、「学校法人鉄蕉館ハラスメント防止等に関する規程」、「学校法人鉄蕉館ハラスメント防止等に関する細則」、「亀田医療大学ハラスメント防止・対策委員会規則」、「ハラスメント防止と対応についてのガイドライン」が制定されており、全学生にリーフレットを配布するほか、ハラスメント防止研修も行っている。また、ハラスメント相談員による個別の相談窓口を設け、ハラスメント防止に向けた取り組みを実践している。個人情報については、「学校法人鉄蕉館個人情報保護規程」に基づき、学生・教職員の適正な個人情報の取り扱い及び管理を行っている。

（安全への配慮）

安全への配慮として、地震・津波・洪水・土砂災害などの危険区域を認識し、避難施設場所や避難経路等の防災情報を把握出来るよう、鴨川市防災マップを配布している。その他、教職員及び学生参加による防災訓練を実施し、防災意識を高めている。また、不審者等の対策として、有人での警備体制を整え、学生・教職員の安全への配慮に努めている。

〈エビデンス集　資料編〉
【資料5-1-③-1】建物の環境保全について
【資料5-1-③-2】学生便覧 2023【資料F-5】参照(P57)
【資料5-1-③-3】学校法人鉄蕉館 安全衛生委員会規則
【資料5-1-③-4】学校法人鉄蕉館 ハラスメント防止等に関する規程
【資料5-1-③-5】学校法人鉄蕉館 ハラスメント防止等に関する細則
【資料5-1-③-6】亀田医療大学 ハラスメント防止・対策委員会規則
【資料5-1-③-7】ハラスメント防止と対応についてのガイドライン
【資料5-1-③-8】ハラスメントガイドライン学生用2023年度版
（ハラスメント防止と対応）
【資料5-1-③-9】学校法人鉄蕉館 個人情報保護規程 【5-1-①-4】参照
【資料5-1-③-10】鴨川市防災マップWEBサイト 鴨川市防災マップWEBサイト (kamogawa.lg.jp)

（3）5－1の改善・向上方策（将来計画）

本学の使命・目的を達成するための「第二期中期計画(2021-2025)」を着実に達成するため、年度ごとに「事業計画」を策定し、年度末に「事業報告書」により達成状況を検証している。また、次年度以降の改善に繋げていくため、経営会議、内部質保証推進会議、各種委員会を活性化させ、PDCAサイクルを組織的に機能させることにより、計画の着実な遂行を図っていく。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

（1）5－2 の自己判定

「基準項目 5－2 を満たしている。」

（2）5－2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

理事会については、「学校法人鉄蕉館寄附行為」第 17 条において、「理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。」と規定しており、法人業務の管理運営に関する最高意思決定機関として、法的な責任を有していることを認識し、適切に運営されている。
理事会を構成する役員については、「学校法人鉄蕉館寄附行為」第 5 条において理事の定数が 8 人以上 9 人以内、監事の定数が 2 人と定められている。また、第 6 条 1-1 で「亀田医療大学長」、第 6 条 1-2 で「亀田医療技術専門学校長」、第 6 条 1-3 で「評議員のうちから評議員会において選任した者　4 人以上 5 人以内」、第 6 条 1-4 で「学識経験者のうちから理事会において選任した者　2 人」となっている。
役員の任期は、第 1 号理事を除き 4 年となっている。

〈エビデンス集　資料編〉
【資料 5-2-①-1】学校法人鉄蕉館寄附行為【資料 F-1】参照

（3）5－2 の改善・向上方策（将来計画）

改正された私立学校法等を踏まえ、適切な寄附行為を設け、時代に即応した理事会機能の質的向上を目指し、学園の健全な発展を実現させていく。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

（1）5－3 の自己判定

「基準項目 5－3 を満たしている。」

（2）5－3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

法人の最高意思決定機関である理事会及び理事会の諮問機関である評議員会は、令和 5(2023)年度においては理事会を 5 回、評議員会を 4 回開催し、「学校法人鉄蕉館寄附行為」に規定する議案の決議を行っている。
評議員については、「学校法人鉄蕉館寄附行為」第 20 条の規定に従い、理事会、評議員会において適切に選任しており、17 人以上 20 人以内で評議員会を構成している。
理事会を構成する理事には、学長および校長のいわゆる 1 号理事が選任されており、本学に関する重要事項について意思決定を行っている。また、評議員会には、学長をはじめとする教職員が評議員として選任されており、本学園が理事会において意思決定を行う際、評議員会への諮問事項等があった場合には、評議員としての識見に加え、本学の状況を報告し意見を述べている。
法人と大学の管理・運営を円滑に行うため、理事長、副理事長、学長、事務局長などで構成

される「学校法人鉄蕉館経営会議」が設置されているほか、理事会において審議・決定された事項については教授会、学科会議等で報告され、学園での情報共有を図っている。

〈エビデンス集　資料編〉
【資料 5-3-①-1】学校法人鉄蕉館寄附行為　【資料 F-1】参照
【資料 5-3-①-2】学校法人鉄蕉館経営会議要項

5-3-②　法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

本法人の管理運営に係る基本方針は、理事長、理事会において決定される。本学の教学については、大学において決定・実施されるが、大学の教学の責任者である学長は、本法人の理事でもあり、制度的にも実質的にも法人及び大学の密接な関係の保持と相互チェックがなされる仕組みとなっている。

資産の管理運用等については、「学校法人鉄蕉館経理規程」に基づいて適切に行っている。

監事については、「学校法人鉄蕉館寄附行為」第 7 条の規定に従い、理事会において選出した候補者のうちから評議員会の同意を得て理事長が選任しており、また、職務についても同第 7 条に規定されており、これに基づいて適切に職務を遂行している。2 人の監事は、本学園の最高意思決定機関である理事会及び評議員会に出席しており、法人の財産状況や理事の業務執行状況について監査し、意見が述べられており、また、監事と監査法人との間で意見交換の機会を持ち、円滑な監査業務の遂行に努めている。

〈エビデンス集　資料編〉
【資料 5-3-②-1】学校法人鉄蕉館寄附行為【資料 F-1】参照
【資料 5-3-②-2】監事監査報告書（令和 5 年 5 月 22 日）

（3）5－3 の改善・向上方策（将来計画）

私立学校法の改正により、学校法人の責務や役員の職務と責任の明確化が図られたことで、監事を含めた理事会でのチェック機能や評議員会との相互チェックの機能はさらに重要性を増している。本法人においては、理事長及び学長のリーダーシップの下、法人と大学との適切な情報共有と連携が図られており、かつ、法人及び大学の意思決定や教職員に対する周知等についても合理的に行われ、社会的責任を十分に果たしている。今後も、さらなる相互の連携強化を図り、強固なガバナンス体制の構築を目指していく。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-①　中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
5-4-②　安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

（1）5－4 の自己判定

「基準項目 5－4 を満たしている。」

（2）5－4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-①　中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

本法人では、将来計画に関する事項について「学校法人鉄蕉館経営会議要項」に基づき、理事長，副理事長，亀田医療大学長，亀田医療技術専門学校長，亀田医療大学事務局長，法人総務統括部長，法人財務統括部長，亀田医療技術専門学校事務長，その他理事長が必要と認めた者で構成する学校法人鉄蕉館経営会議において審議し、理事会及び評議員会に諮り、承認をうけるという仕組みとしており、このプロセスを経て策定されたものが、学校法人鉄

蕉館・第二期中期計画（2021-2025）となる。これは、財務計画を含んだ中長期的視点に立脚しており、これに連動した各年度の収支予算案及び事業計画が立案されている。

なお、具体的な予算案の策定に当たっては、財務統括部（財務課）において各種委員会や各看護領域等からヒアリングを基本的に行い、管理運営担当理事と相談の上で予算案を策定している。併せて、予算の執行にあたっても基本的に財務課によるチェックを行い、適正な予算の執行を目指した運営を行っている。

〈エビデンス集　資料編〉
【資料 5-4-①-1】学校法人鉄蕉館 経営会議要項　【資料 5-2-①-2】参照
【資料 5-4-①-2】学校法人鉄蕉館 第二期中期計画（2021-2025）【資料 1-2-③-1】参照
【資料 5-4-①-3】学校法人鉄蕉館 資金収支計算書(R5.4.1～R6.3.31)
【資料 5-4-①-4】学校法人鉄蕉館 2023（令和 5）年度 事業計画書 **【資料 F-6】参照**

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

本法人の経常収支差額は、令和 4(2022)年度までプラスで推移していたが、令和 5(2023)年度にマイナスとなった。しかしながら、資金収支上における収入と支出のバランスは概ね維持されており、設備・備品等の整備に機動的に対応するための手元流動性は確保されているほか、日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分」では、A3↓で正常状態であるため、大学の財務基盤は安定しているといえる。　また、寄付金収入は、特定公益増進法人寄付金と受配者指定寄付金の制度を設けており、大学ホームページにおいて広く公開するほか、学内外のスタンドにチラシを配置するなど、寄付金募集活動を行っている。

そのほか、教員の研究費確保の観点からも、科研費獲得を重要視しており、諸活動を行っている。その結果として令和 5（2023）年度の外部研究費の直接経費 12,674 千円を獲得しており、外部研究費の獲得件数が一層増加するよう今後も推奨啓発していく。

〈エビデンス集　資料編〉
【資料 5-4-②-1】2023（令和 5）年度 事業報告書(P45)　【資料 F-7】参照
【資料 5-4-②-2】亀田医療大学ホームページ抜粋
「寄附金の募集」寄付金の募集 | 亀田医療大学 (kameda.ac.jp)
【資料 5-4-②-3】2023（令和 5）年度科研費一覧表
【資料 5-4-②-4】全教員が科研費申請に取り組む強化月間

過去 5 年間の経常収支及び期末現預金の状況（単位：千円）

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
経常収支差額	11,305	91,733	175,326	269,506	△31,554
特別収支差額	21,705	14,144	19,490	△24,084	4,155
基本金組入前当年度収支差額	33,009	105,877	194,816	245,422	△27,398
期末現預金	798,221	832,057	946,627	1,155,726	1,170,233

(3) 5－4 の改善・向上方策（将来計画）

本学存続と発展のためには、中長期計画に基づいた年度予算における収支バランスを適正に保つことが重要であると考える。引き続き、学生の安定的な獲得による学納金の確保を柱に、法人規模に合った適切な経費の執行、寄付金募集活動の活性化、科研費をはじめとする外部資金確保に向けた活動を行っていく。併せて、希望的観測に基づいた運営にならないよう財務関係比率など、客観的指標を注視し、限られた財源の中で教育研究効果を最大限発揮できるような予算編成を引き続き行う。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5－5 の自己判定

「基準項目 5－5 を満たしている。」

(2) 5－5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

本法人の会計処理は、学校法人会計基準、「学校法人鉄蕉館経理規程」及び「学校法人鉄蕉館固定資産及び物品管理規程」に基づき、適切に行われている。調達、会計処理における疑問点については、必要に応じ会計監査人、監事、顧問弁護士等に相談、助言指導を得ており、また、文部科学省担当課、日本私立学校振興・共済事業団等の関係部署に照会することにより、適正性の確保に努めている。

〈エビデンス集　資料編〉
【資料 5-5-①-1】学校法人鉄蕉館 経理規程
【資料 5-5-①-2】学校法人鉄蕉館 固定資産及び物品管理規程

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

監査は、私立学校振興助成法第 14 条第 3 項に基づく公認会計士による会計監査、私立学校法第 37 条第 3 項に基づく監事による監査、法人に置く内部監査室が実施する内部監査から成立している。本法人では、外部監事 2 名を置き、私立学校振興助成法に基づく会計監査のほか、大学運営全般についての業務監査も実施している。

また、公認会計士である監査法人による会計監査や監事による会計監査は、計算書類の点検・確認を基本に、会計担当者からのヒアリングを加えて実施しており、決算時には監事による「監査報告書」が作成され、決算案が付議される理事会及び評議員会において報告されている。なお、毎年度の計算書類については、理事会及び評議員会に報告した後、文部科学省に届出るとともに、ホームページに公開している。

〈エビデンス集　資料編〉
【資料 5-5-②-1】学校法人鉄蕉館 監事監査規程　【資料 5-1-②-2】参照
【資料 5-5-②-2】学校法人鉄蕉館 内部監査規程
【資料 5-5-②-3】監事監査報告書（令和 5 年 5 月 22 日）【資料 5-3-②-2】参照

(3) 5－5 の改善・向上方策（将来計画）

学校法人会計に基づいた適正な会計処理を行っていきながら、経営状況を明確にし、課題を洗出し、適切な対処案の作成などを行っていく。なお、会計処理上の疑問点等については、

監査法人や監事に適宜確認しているところであるが、今後も適切な対処を行っていくとともに、会計担当者の資質を高めるべく、外部研修への積極的な参加を促していく。

［基準 5 の自己評価］

本法人は、教育基本法、学校教育法、私立学校法、大学設置基準等の国の関係法令を遵守するとともに、寄附行為をはじめとする内部の諸規程に基づき、経営の規律と誠実性を維持しながら、円滑な運営に努めている。

法人運営に当たっては、意思決定の最高機関としての理事会、諮問機関としての役割を担う評議員会及び監査機能を有する監事が法人運営の柱としてそれぞれの役割を果たしており、その結果、相互チェック体制も適切に機能している。さらに、法人運営と大学運営が適切かつ円滑に行われるよう、理事長、副理事長、亀田医療大学長、亀田医療技術専門学校長、総務統括部長、財務統括部長、亀田医療大学事務局長、亀田医療技術専門学校事務長等で組織する「経営会議」等の補助的組織を設け、機能的な運営を行っている。

本法人は、令和 3(2021)年度から令和 7(2025)年度までの第二期中期計画（2021-2025）を策定し、当該計画に基づいて各年度の事業計画を立てて、その達成に向けた取組を着実に進めている。適切な収支バランスを基盤とした安定した財務の確立のため、主要財務指標の経年変化を分析することにより原因を洗出し、解決に向けた努力を続けている。また、会計処理は、学校法人会計基準等の関係法令や諸規程に基づき適正に行っており、結果から得られた課題を認識し、全学を挙げた取り組みで対応に当たっている。

会計監査は、私立学校振興助成法に基づく公認会計士による会計監査、監事による私立学校法に基づく監事監査、内部監査室による内部監査が実施され、これら三者による適切な監査体制が整備されている。

以上のことから、基準 5 を満たしていると判断する。

基準 6. 内部質保証

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

（1）6－1 の自己判定

「基準項目 6－1 を満たしている。」

（2）6－1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学では内部質保証を保っていくために、広く学内に PDCA サイクルとアセスメント・ポリシーを提示するほか、それを担うための組織として、学長を議長に、副学長、学長特命補佐、学部長、事務局長、管理部長、財務部長、その他学長が必要と認めた者で構成される大学運営・質保証推進会議を設置している。なお、同会議は内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の重要な事項も担い、そこで意思決定されたものは、学長の下におかれた学長戦略室評価部門において、評価、報告書作成等が行われる。そのほか、内部質保証の実質化に向けた内部質保証プロジェクトチームを設けるほか、意思決定に係る重要な役割を担う IR 部門も設置している。

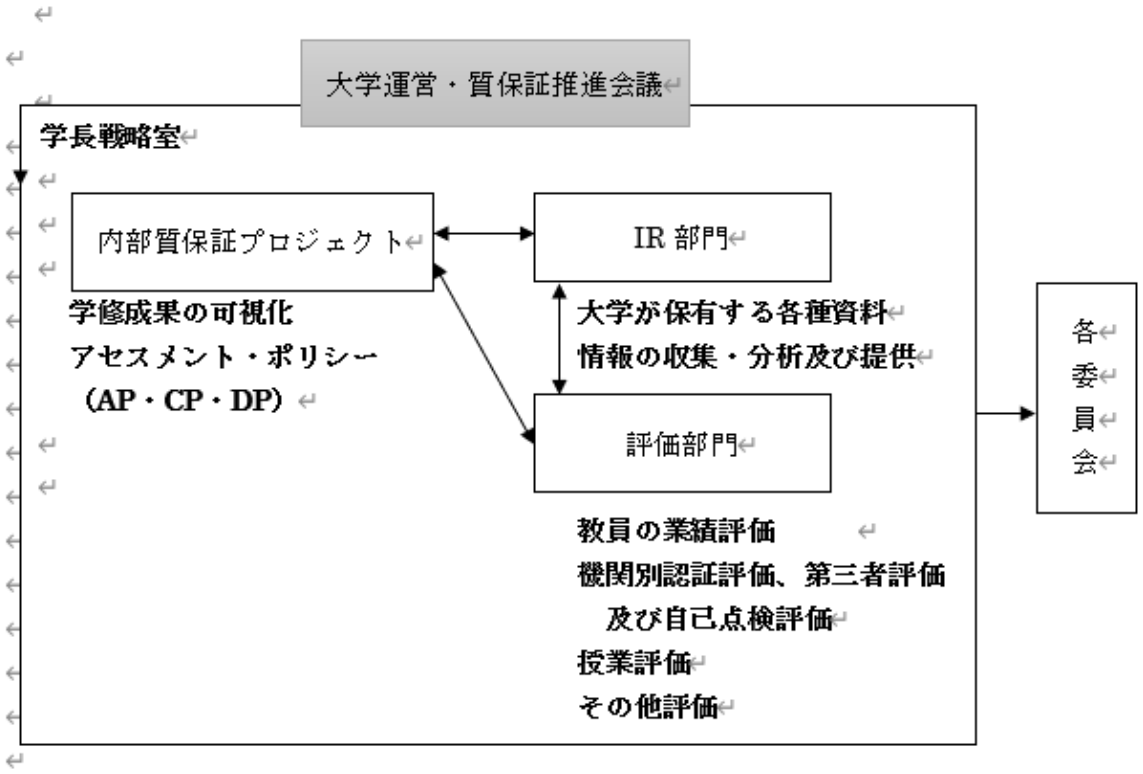

〈エビデンス集　資料編〉
【資料 6-1-①-1】亀田医療大学 大学運営・質保証推進会議規程【資料 1-1-④-1】参照
【資料 6-1-①-2】亀田医療大学 学長戦略室規程　【資料 4-1-①-4】参照
【資料 6-1-①-3】亀田医療大学 3 つのポリシーと教育の内部質保証(PDCA サイクル)

(3) 6－1 の改善・向上方策（将来計画）

本学ではこれまで、組織的な内部質保証を実現するべく学長選戦略室に「評価部門」と「IR 部門」を設置してきた。「評価部門」においては、教員の業績評価、自己点検評価、授業評価など評価に関わることを中心的とした業務、「IR 部門」ではデータリクエストによる意思決定支援を担ってきた。令和 4 (2022) 年には、さらなる内部質保証の向上を意図し、より一層の学修成果の可視化に向け「内部質保証プロジェクト」を立ち上げた。こうして、大学の課題を明確にし、PDCA サイクルを循環させ、改善に努めている。

今後は、継続的な内部質保証のために「内部質保証プロジェクト」の組織整備を推進し、「評価部門」「IR 部門」との連携を強化させ、更なる質の向上を図っていく。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-①　内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有
6-2-②　IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6－2 の自己判定

「基準項目 6－2 を満たしている。」

(2) 6－2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-①　内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学の学則第 2 条に 「本学（本大学院）は、教育研究水準の向上を図り、前条に掲げる目的及び使命を達成するため、教育研究等の状況について、自ら点検及び評価を行うものとする。」と定めて おり、これを受け、 6-1-①で述べた組織体制により、現在まで定期

的に自己点検・評価を実施し、報告書を作成し、本学ホームページに掲載し、広く社会に公表しているところだが、具体的には次の通りになる。

(1) 教育活動の評価

毎年、科目の授業終了時に履修学生全員を対象とした各科目の授業評価を行っている。それは、学生自身の授業に対する取り組み、教員の授業に対する取り組み、授業の進め方、授業の成果についてであり、5 件法評定の結果をレーダーチャートによる項目得点と科目平均点として算出し、更に授業の良い点、改善点等の記載を求めている。この結果について評価部門長が全科目を総覧し、必要時、担当教員との授業展開に関する面談を実施し、学生の学習状況と授業の実施に食い違いがなくなるように調整を行っている。この結果については、本学ホームページに分野別科目ごとの平均点として、前期、後期ごとに前年度の結果を公表している。

(2) 教員による担当科目の授業評価

各科目の担当教員は、教員による授業評価として、(1) の学生による授業評価の結果と自己の授業展開状況を照合・分析し、次年度の授業計画に活かせるようにしている。この評価記録は、１年分の記録ファイルとして図書館に置くことで公開し、誰でもが閲覧できるようになっている。

(3) 看護実践能力修得度の評価

教育目標で目指している看護実践能力が最終的にどのような到達状況にあるか、7 つの理念ごとの具体的実践能力について、４年次必修科目である領域実習後に看護実践能力評価表を用いて、学生が自己点検を行い、その結果を実習担当教員と確認を行っている。それらを取りまとめホームページで公表している。この管理運営については教務・カリキュラム委員会の所管として実施している。

(4) 研究活動に関する評価

教員の研究活動については、毎年本学の総合研究所が当該年度発表論文を対象に研究論文表彰「ペーパーオブザイヤー」を設置し、受賞論文の発表会を行い、教員の研究活動意欲向上に繋げると共に評価を実施している。

(5) 社会貢献・大学運営に関する評価・財務評価

毎年、法人による事業活動報告書において、これらの活動全般の評価を行い、中長期計画に基づく年度ごとの評価及び、次年度の計画として提案と方針決定を行っている。

(6) 教員各自による自己点検・評価

平成 29(2017)年度の評価委員会では、それまでにも検討してきた教員業績評価について、平成 28(2016)年度の活動に関する全教員による教員業績評価の試行実施を踏まえ､評価体制、評価実施要項等の全般的整備を完了した。平成 29(2017)年度の活動からは、本格的に教員の教育・研究・社会貢献・管理運営について、自己点検・評価を毎年６月末までに完了することとしている。また、令和 4 年度から、各領域長が領域に所属する教員の業績評価結果をもとに各教員と面談し、課題を共有することとなった。領域長は自領域の課題を明確にし、学長に報告することとなっている。

(7) 大学全体に関する自己点検・評価

平成 24(2012)年開学時に設定されていた自己点検・評価の評価基準・実施方法等に沿って、平成 26(2014)年度の評価を平成 27(2015)年度に行った結果、実際的な評価活動としては改善が必要であることが判明した。そのため、その後直ちに改善点を検討し、平成 28(2016)年度の自己点検・評価を平成 29(2017)年に、公益財団法人日本高等評価機構の評価基準に沿った、使命・教育目的、数学マネジメント、教育・研究の方針と取組み、学生の受入れ、カリキュラム、教育指導状況、成績評価と単位認定、学生生活への配慮、研究活動などを設定し、本学の現状について自己点検・評価を実施してきた。その後は、2 年ごとに自己点検・評価と改善を行っている。また、公益財団法人日本高等教育評価機構の評価を受審する 1 年前に自己点検の第三者評価を受けることを決めており、令和 6 (2024) 年には第三者評価を受けるこ

とになっている。

〈エビデンス集　資料編〉
【資料 6-2-①-1】亀田医療大学学則【資料 F-3】参照
【資料 6-2-①-2】2023 年度　学生による授業評価アンケート【資料 2-6-①-2】参照
【資料 6-2-①-3】2023 年度　教員による授業評価　【資料 2-6-①-3】参照
【資料 6-2-①-4】2023 年度　看護実践能力修得度評価表
【資料 6-2-①-5】2023 年度 ペーパーオブザイヤー 募集要項のご案内
【資料 6-2-①-6】令和 5 年度　亀田医療大学研究交流会（チラシ）
【資料 6-2-①-7】学校法人鉄蕉館 2023(令和 5)年度 事業活動報告書【資料 F-7】参照
【資料 6-2-①-8】亀田医療大学教員業績評価実施要項（様式含む）【資料 4-2-①-6】参照
【資料 6-2-①-9】亀田医療大学 2021(令和 3)年度 自己点検評価書

6-2-②　IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学の IR(Institutional Research) を担う組織として、学長戦略室に IR 部門を設けており、IR に関するサティフィケートプログラムを修了した職員等を配置している。具体的な業務として、入試、教務、研究をはじめとする学内外データを収集し、IR 等を用いて分析し、Power BI にてダッシュボードを作る等の可視化作業を行い、計画立案支援、政策形成支援、意思決定支援を行っている。

学長戦略室「IR 部門」は、IR データの分析結果を学長戦略室「内部質評価プロジェクト」に報告し、また、学長戦略室「評価部門」は、IR データの分析結果をもとに自己点検・評価を行っている。それらの検討結果は教授会、学科会議で報告され、課題ごとに各委員会にて所掌され、改善策の検討が行われている。

〈エビデンス集　資料編〉
【資料 6-2-②-1】亀田医療大学 学長戦略室規程　【資料 4-1-①-4】参照
【資料 6-2-②-2】2023 年度　学長戦略室「内部質評価プロジェクト」活動報告
【資料 6-2-②-3】2023 年度　学長戦略室「IR 部門」活動報告
【資料 6-2-②-4】2023 年度 学長戦略室評価部門活動報告書
【資料 6-2-②-5】2023 年度　看護実践能力修得度評価表 【資料 6-2-①-4】参照

（3）6－2 の改善・向上方策（将来計画）

現在まで定期的に自己点検・評価を実施し、報告書を作成し、広く社会に公表してきた。内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施については本学ホームページに掲載し、その結果の共有を図っている。大学のアセスメント・ポリシーの達成に向け、「内部質保証プロジェクト」が示した PDCA サイクル図に基づき IR 部門により調査・データの収集と分析が行われている。

今後も継続的に、IR 部門によるデータの収集と分析を実施し、学修成果の可視化を行っていく。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-①　内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

（1）6－3 の自己判定

「基準項目 6－3 を満たしている。」

（2）6－3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-①　内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確

立とその機能性

自己点検評価及び認証評価が本学に根づき、大学の教育研究活動の向上を目指し、持続的に実施していくためには、Plan（企画・計画）、Do （実施・実行）、Check （点検・評価） Action （改善 ・ 工夫）のサイクル（PDCA サイクル）の流れを本学の制度の中に導入し、これを定着させ、大学発展のために機能させる必要がある。そこで本学は、三つのポリシーを起点とした PDCA サイクル図に基づき、内部質保証のための活動を行っている。

まず、 Plan （企画・計画）においては、理事会が法人及び大学の中期計画を策定することや毎会計年度における予算及び事業計画等を審議決定し、その決算及び事業報告等を行っている。また、教授会は教育及び研究に関することを審議している。さらに、各種委員会にて、年度計画を実施している。続いて Do （実施・実行）については、理事長、学長をはじめとして、学校法人鉄蕉館・亀田医療大学の教職員がこれに関与している。

Check （点検・評価）について は 、学内にて実施している自己点検評価を持続的に行うほか、アセスメント・ポリシーに基づく教育の質保証を担保している。Action（改善 ・ 工夫）については、 Check （点検・評価）された事柄について、学長戦略室、教務・カリキュラム委員会、入試委員会、学生支援委員会、学習支援委員会で討議し、改善に務め、さらなる事業計画・中期計画に繋げている。

三つのポリシーを起点とした PDCA サイクル図に基づき、令和 4(2022)年度の IR データの分析結果報告に基づき、課題について検討した。また、令和 5(2023)年度の IR データは現在分析中である。

〈エビデンス集　資料編〉
【資料 6-3-①-1】亀田医療大学 3 つのポリシーと教育の内部質保証(PDCA サイクル)
【資料 6-1-①-3】参照
【資料 6-3-①-2】2023 年度　学長戦略室「内部質評価プロジェクト」活動報告
【資料 6-2-②-2】参照

(3) 6－3 の改善・向上方策（将来計画）

大学のアセスメント・ポリシーの達成に向け、三つのポリシーを起点とした PDCA サイクル図に基づき、内部質保証のための活動を行っているが、検討項目が多岐に渡るため、今後は資料、データの一元管理を行う IR 機能を強化させていく。そのためには、「内部質保証プロジェクト」、「IR 部門」及び「評価部門」の機能を明確化し、効果的に連動させ、体制の強化に努めていく。

組織的な自己点検・評価活動である内部質保証を通して、適切に PDCA サイクルを循環させていくことで、本学の教育と学生支援の向上を目指していく。

［基準 6 の自己評価］

本学では、教育及び研究、組織運営、施設設備等を含めた大学全体にわたる内部質保証のために、学長主導の下に全学的な自己点検機能を有する組織を設置しており、定期的に自己点検・評価を実施している。その結果を報告書としてまとめ広く世間に公表しているが、今後は IR 部門を強化して全学的な情報の一元化と分析結果の共有を図ることで、PDCA サイクルをより一層機能させ、教育改善につなげていく。

また、本学では、固有の使命･目的を達成すべく、中期計画を策定し、その達成に向けて具体的方策に取り組むとともに、ポリシーの見直しや国際交流･社会貢献･地域連携の伸展など、大学運営の改善に努めている。

以上のことから、基準 6 は満たしていると判断する。

Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域社会貢献

A－1. 地域社会への貢献に関する活動

A-1-① 地域貢献活動の実施

（1）A－1 の自己判定

「基準項目 A－1 を満たしている。」

（2）A－1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学は、教育基本法第二章第七条「大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。」に基づき、「地域連携・生涯学習センター運営委員会」を中心に、社会貢献活動を実施しているところである。

・認知症カフェ「はななかふぇ」

本学の地域貢献事業として毎月開催し、各回の運営は委員が当番制で担当し、地域住民が主体となりプログラムを運営する回もあった。コロナ禍が明け、広報活動を強化したことで民生委員の見学や参加者の口コミにより地域住民の新規参加者が増えた。また、民生委員や高齢者事業所からの見学者が増えた。

＊開催回数：10 回（4 月・8 月除く）。参加者累計数：地域住民 157 名（前年比 32 名増）、民生委員・高齢者事業所職員 22 名、スタッフ累計数内訳：学生 34 名（同 14 名減）・教員外専門職 13 名（同 4 名増）

・高等学校（医療・福祉コース）への支援

地域社会が求める質の高い看護を恒常的に地域住民に提供していくためには、早期教育が必要でありその仕掛けとして、地域の高等学校が提供する医療・福祉コースへの支援を行っている。本年度は、出張講義（5～6 月に全 4 回）、体験型職種紹介（9 月に 2 回）を実施した。その他、1 年生への出張講義（職種紹介）、2 年生への体験型職種紹介、BLS、3 年生へのシャドー実習、BLS 等のプログラムを運営した。

・市民公開講座

「高齢者における心臓病のトピックと健康維持」と題した市民公開講座を、令和 6(2024)年 1 月 20 日に開催した。講師は、本法人の理事長である橋本裕二。50 年の循環器内科医師の経験から、わかりやすくやさしく解説した本講座は市民に大変好評で、60 人以上の参加があった。

・探求学習支援

高大連携締結校である、神田女学園中学校高等学校の生徒（1 年生 4 名、2 年生 4 名）に令和 5(2023)年 12 月 20 日から 22 日にかけて「千葉県鴨川市　チーム医療探求学習」を実施した。模擬講義や演習、安房二次医療圏で唯一の三次医療機関である亀田メディカルセンターの見学やシミュレーション、ディスカッションを行い、最先端の医療現場を学ぶ機会を提供した。

〈エビデンス集　資料編〉

【資料 A-1-①-1】亀田医療大学地域連携・生涯学習センター規程

【資料 A-1-①-2】亀田医療大学ホームページ抜粋：

「亀田医療大学地域連携・生涯学習センター」

地域貢献 ｜ 亀田医療大学（kameda.ac.jp）

【資料 A-1-①-3】記事：亀田医療大学（略）チーム医療探究学習を開講
https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000006.000101512.html

(3) A－1 の改善・向上方策（将来計画）

平成 18(2006)年の教育基本法改正により、大学の基本的役割として地域貢献が明確なものとなったが、本学では「地域連携・生涯学習センター運営委員会」を中心とした地域貢献活動を行っているところである。今後も、地域社会や地方自治体、医療機関、初等・中等教育機関等との良好な関係を保ちながらニーズを的確に捉え、さらなる地域貢献活動の実現を図っていく。

[基準 A の自己評価]

少子高齢化や地方の人口減少が進む中で、地域の持続的な成長と発展のため、大学が果たすべき役割は非常に大きい。文部科学省白書平成 20(2008)では、大学の果たすべき地域貢献活動として「教育機会の提供」「地域を支える専門人材の育成」「知的資源の社会への還元」を挙げている。本学は、認知症カフェの実施や初等・中等教育へのサポートなど、これらの要素を満たした活動を行っていると認識しており、以上から基準 A を満たしていると考える。

Ⅴ．特記事項

1．医療法人鉄蕉会との連携

学生が看護実践能力を獲得するために、臨地実習は欠かせない重要な教育場面であり、知識・技能を体系的に身につけるほか、コンピテンシーも身につけることのできる看護職育成の一環として、非常に重要な役割を担っている。そして本学は、医療法人鉄蕉会が運営する亀田総合病院を主な臨地実習先として、歴史に裏付けされた質の高い看護教育を行っている。

こうした看護教育において 70 年余の歴史を有する臨地実習施設で、総合的な実践力をはじめとする能力を培ってきているが、特に令和元（2019）年末からの新型コロナウイルス感染症流行下においても、感染拡大により実習が出来ないという声で溢れているなか、看護教育への理解と実績から強い連携を発揮し、臨床現場での学生の実習受入れに関し、本学では平常時と変わらない実習を行うことができた。

そして、より一層の看護教育の充実を志向し、亀田総合病院看護部と大学による連絡会を組織し、看護部長、副看護部長、学長、副学長、学部長、事務局長等が教育、研究、交流、キャリア支援などについて年 4 回、話し合いを行っている。

Ⅵ. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第83 条	○	学則第 1 条において本学の目的を規定している。	1-1
第85 条	○	学則第 3 条において本学の学部組織構成を規定している。	1-2
第87 条	○	学則第 13 条において本学の修業年限を規定している。	3-1
第88 条	○	学則第23条に編入学、転入学、再入学の修業年限等を定めている。	3-1
第89 条	―	早期卒業の制度は規定していない。	3-1
第90 条	○	学則第 16 条において入学資格を規定し、学生募集を行っている。	2-1
第92 条	○	学則第 5 条、第 6 条、第 7 条において教職員組織を規定している。	3-2 4-1 4-2
第93 条	○	学則第 8 条及び教授会規程において教授会を規定している。	4-1
第104 条	○	学則第 40 条及び学位規則において学位授与を規定している。	3-1
第105 条	―	履修証明制度は制定していない。	3-1
第108 条	―	短期大学は併設していない。	2-1
第109 条	○	学則第 2 条において自己点検・評価を規定している。	6-2
第113 条	○	情報公開に関する規程において教育研究活動等の公開を規定しており、ホームページで公表している。	3-2
第114 条	○	学則第 5 条、第 7 条において事務職員を規定している。なお、本学は技術職員を置いていない。	4-1 4-3
第122 条	○	学則第20条に編入学について定めている。	2-1
第132 条	○	編入学に関する規程において、看護師養成課程の専修学校の専門課程を修了した者について規定している。	2-1

学校教育法施行規則

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第4 条	○	学則第 3 条から第 40 条までにおいて該当箇所で規定している。 なお、寄宿舎は置いていないため規定していない。	3-1 3-2
第24 条	―	本条の規定には該当しないが、学籍、成績等適正に管理している。	3-2
第26 条 第5 項	○	学則第 46 条及び学生懲戒規則において懲戒を規定している。	4-1
第28 条	○	本条所定の表簿を各担当部署で備えるとともに、文書取扱規程において保存期間を規定している。	3-2
第143 条	―	代議員会は置いていない。	4-1
第146 条	―	科目等履修生の修業年限の通算については規定していない。	3-1

第147 条	―	早期卒業制度は設けていない。	3-1
第148 条	―	修業年限が 4 年を超える学部は設置していない。	3-1
第149 条	―	早期卒業制度は設けていない。	3-1
第150 条	○	学則第 16 条において入学資格を規定している。	2-1
第151 条	―	高等学校からの飛び級入学制度は設けていない。	2-1
第152 条	―	高等学校からの飛び級入学制度は設けていない。	2-1
第153 条	―	高等学校からの飛び級入学制度は設けていない。	2-1
第154 条	―	高等学校からの飛び級入学制度は設けていない。	2-1
第161 条	○	編入学に関して、看護師養成課程の短期大学を卒業した者が 編入学できる旨規定している。	2-1
第162 条	―	外国大学からの転学制度は設けていない。	2-1
第163 条	○	学則第 10 条において学年の始期及び終期を規定している。	3-2
第163 条の 2	―	学修証明書を交付する制度は設けていない。	3-1
第164 条	―	履修証明プログラムの制度は設けていない。	3-1
第165 条の 2	○	ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを定め、ホームページ等で公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第166 条	○	大学運営・質保証推進会議規程において規定している。	6-2
第172 条の 2	○	情報公開に関する規程において教育研究活動等の公開を規定しており、ホームページで公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第173 条	○	学則第 40 条において学士の学位授与について規定している。	3-1
第178 条	―	高等専門学校を卒業した者の編入学は規定していない。	2-1
第186 条	○	編入学に関する規程において、看護師養成課程の専修学校の 専門課程を修了した者が編入学できる旨規定している。	2-1

大学設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第1 条	○	大学設置基準を遵守するとともに水準の向上に努めている。	6-2 6-3
第2 条	○	学則第 1 条において教育研究上の目的を規定している。	1-1 1-2
第2 条の 2	○	学則第 18 条及び入学者選抜に関する規程において規定している。	2-1
第3 条	○	大学設置基準に則り、適切な数の教員及び職員を配置している。	1-2

第4 条	○	学則第 3 条において学科を規定しており、教育研究に必要な組織を備えている。	1-2
第5 条	―	別課程を設けていない。	1-2
第6 条	―	学部以外の基本組織は設けていない。	1-2 3-2 4-2
第7 条	○	適切な各分野の教員及び事務職員等を配置し、組織間の有機的な連携が図れるように教育研究実施組織を編成している。	2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第8 条	○	主要授業科目については、学部の運営に責任を担う教員が担当し、実習については、補助として助手を活用している。	3-2 4-2
第9 条	―	授業を担当しない教員は置いていない。	3-2 4-2
第10 条	○	大学設置基準に則り、必要専任教員数以上の基幹教員を配置している。	3-2 4-2
第11 条	○	大学運営・質保証推進会議にてFD・SDを統括し、授業内容及び研修の改善を図るための組織的な研修及び研修を実施している。	3-2 3-3 4-2 4-3
第12 条	○	学長選考等規程を制定し、適切に選任し任命している。	4-1
第13 条	○	教員選考基準第 2 条に教授の資格を規定している。	3-2 4-2
第14 条	○	教員選考基準第 3 条に准教授の資格を規定している。	3-2 4-2
第15 条	○	教員選考基準第 4 条に講師の資格を規定している。	3-2 4-2
第16 条	○	教員選考基準第 5 条に助教の資格を規定している。	3-2 4-2
第17 条	○	教員選考基準第 6 条に助手の資格を規定している。	3-2 4-2
第18 条	○	学則第 3 条において収容定員を規定している。	2-1
第19 条	○	学則第 30 条及び別表において教育課程について規定しており、教育目標の達成に必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成している。	3-2
第19 条の 2	―	連携開設科目は開設していない。	3-2

第20 条	○	学則第 30 条において各授業科目を必修科目、選択科目に分け、各年次に配当して編成している。	3-2
第21 条	○	学則第 32 条において各授業科目の単位数を規定している。	3-1
第22 条	○	学則第 32 条において 1 年間の授業期間を規定している。	3-2
第23 条	○	1 コマ90 分で15 週の期間を単位として実施している。	3-2
第24 条	○	授業を行う学生数は、教育効果が十分にあがるよう適当な人数としている。	2-5
第25 条	○	授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により実施している。	2-2 3-2
第25 条の 2	○	シラバスを作成し、授業の方法及び内容、１年間の授業計画、成績評価の基準を明示している。	3-1
第26 条	―	昼夜開講制は導入していない。	3-2
第27 条	○	学則 33 条において単位の授与を規定している。	3-1
第27 条の 2	○	学生便覧に履修できる単位数を明示している。	3-2
第27 条の 3	―	連携開設科目は開設していない。	3-1
第28 条	○	学則 35 条において他大学又は短期大学等で修得した単位の認定に係る事項を設けている。	3-1
第29 条	○	学則 36 条において短期大学又は高等専門学校の専攻科での学修に係る事項を設けている。	3-1
第30 条	○	学則第 37 条において入学前の既修得単位について認定できる旨規定している。	3-1
第30 条の 2	―	長期履修制度は定めていない。	3-2
第31 条	○	学則第 41 条において科目等履修生について規定している。	3-1 3-2
第32 条	○	学則第 39 条及び別表において卒業の要件を規定している。	3-1
第33 条	―	授業時間制は設けていない。	3-1
第34 条	○	要件を満たす校地、校舎を有している。	2-5
第35 条	○	要件を満たす運動場を有している。	2-5
第36 条	○	教室等専用の施設を備えた校舎を有している。	2-5
第37 条	○	校地の面積は要件を満たしている。	2-5
第37 条の 2	○	校舎の面積は要件を満たしている。	2-5
第38 条	○	図書館には図書、学術雑誌、視聴覚資料等を系統的に備え、また、適切な職員、施設を備え、適切に運営している。	2-5
第39 条	―	本条に規定する学部、学科は設置していない。	2-5
第39 条の 2	―	本条に規定する学部、学科は設置していない。	2-5
第40 条	○	必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えている。	2-5
第40 条の 2	○	2つのキャンパスは、教育研究に必要な機器等を備えている。	2-5
第40 条の 3	○	教育研究にふさわしい環境を整備している。	2-5

			4-4
第40 条の 4	○	大学、学部及び学科の名称は、適当であるとともに、教育研究上の目的にふさわしいものである。	1-1
第41 条	―	学部等連携課程実施基本組織は設置していない。	3-2
第42 条	―	専門職学科は設置していない。	1-2
第42 条の 2	―	専門職学科は設置していない。	2-1
第42 条の 3	―	専門職学科は設置していない。	4-2
第42 条の 4	―	専門職学科は設置していない。	3-2
第42 条の 5	―	専門職学科は設置していない。	4-1
第42 条の 6	―	専門職学科は設置していない。	3-2
第42 条の 7	―	専門職学科は設置していない。	2-5
第42 条の 8	―	専門職学科は設置していない。	3-1
第42 条の 9	―	専門職学科は設置していない。	3-1
第42 条の 10	―	専門職学科は設置していない。	2-5
第43 条	―	共同教育課程は設置していない。	3-2
第44 条	―	共同教育課程は設置していない。	3-1
第45 条	―	共同教育課程は設置していない。	3-1
第46 条	―	共同教育課程は設置していない。	3-2 4-2
第47 条	―	共同教育課程は設置していない。	2-5
第48 条	―	共同教育課程は設置していない。	2-5
第49 条	―	共同教育課程は設置していない。	2-5
第49 条の 2	―	工学に関する学部は設置していない。	3-2
第49 条の 3	―	工学に関する学部は設置していない。	4-2
第49 条の 4	―	工学に関する学部は設置していない。	4-2
第58 条	―	外国に組織を設けていない。	1-2
第59 条	―	大学院大学ではない。	2-5
第61 条	―	段階的整備は行っていない。	2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第2 条	○	学則第 40 条において卒業を認定された者に対して学位を授与する旨規程している。	3-1
第10 条	○	学位規則第 40 条において適切な専攻分野を規定している。	3-1
第10 条の 2	―	共同教育課程を設置していない。	3-1
第13 条	○	学則第 40 条及び学位規程において必要な事項を定め、文部科学省	3-1

		に報告している。	

私立学校法

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第24 条	○	法令のほか、寄附行為その他の学内諸規程に基づき、学校法人の責務を果たすよう努めている。	5-1
第26 条の2	○	法令のほか、利益相反管理規程その他の学内諸規程に基づき、適切に法人運営を行っている。	5-1
第33 条の2	○	寄附行為第 44 条において寄附行為の備付け及び閲覧を規定している。	5-1
第35 条	○	寄附行為第 5 条において役員を規定している。	5-2 5-3
第35 条の2	○	法令に基づき、学校法人と役員との関係は、委任に関する規定に従っている。	5-2 5-3
第36 条	○	寄附行為第 17 条において理事会を規定している。	5-2
第37 条	○	寄附行為第 13 条において理事長の職務、第 14 条において理事の代表権の制限、第 15 条において理事長職務の代理等、第 16 条において監事の職務を規定している。	5-2 5-3
第38 条	○	寄附行為第 6 条において理事の選任、第 7 条において監事の選任を規定している。	5-2
第39 条	○	寄附行為第7条各項の規定に基づき、監事を選任している。	5-2
第40 条	○	寄附行為第 10 条において役員の補充を規定している。	5-2
第41 条	○	寄附行為第 20 条において評議員会を規定している。	5-3
第42 条	○	寄附行為第 22 条において評議員会への諮問事項を規定している。	5-3
第43 条	○	寄附行為第 23 条において評議員会の意見具申等について規定している。	5-3
第44 条	○	寄附行為第 24 条において評議員の選任について規定している。	5-3
第44 条の2	○	役員の学校法人に対する損害賠償責任については、寄附行為などには明示していないが、私立学校法を遵守した運用を行うこととしている。	5-2 5-3
第44 条の3	○	役員の第三者に対する損害賠償責任について、寄附行為などには明示していないが、私立学校法を遵守した運用を行うこととしている。	5-2 5-3
第44 条の4	○	役員の連帯責任について、寄附行為などには明示していないが、私立学校法を遵守した運用を行うこととしている。	5-2 5-3
第44 条の5	○	補償契約又は役員賠償責任契約の締結について、寄附行為などに明示していないが、私立学校法を遵守した運用を行うこととしている。	5-2 5-3
第45 条	○	寄附行為第 43 条において寄附行為の変更について規定している。	5-1

第45 条の2	○	寄附行為第 34 条において予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画について規定している。	1-2 5-4 6-3
第46 条	○	寄附行為第 36 条において決算及び実績の報告について規定している。	5-3
第47 条	○	寄附行為第 37 条において寄附行為の備付け及び閲覧を規定している。	5-1
第48 条	○	寄附行為第 12 条、役員報酬規程において規定している。	5-2 5-3
第49 条	○	寄附行為第 39 条において会計年度を規定している。	5-1
第63 条の2	○	寄附行為第 37 条において情報の公開について規定している。	5-1

学校教育法（大学院関係）

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第99 条	○	大学院学則第 1 条において目的について規定している。	1-1
第100 条	○	大学院学則第 3 条において研究科を置くことを規定している。	1-2
第102 条	○	大学院学則第 14 条において入学資格について規定している。	2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第155 条	○	大学院学則第 14 条において入学資格について規定している。	2-1
第156 条	―	修士等の学位と同等の学力がある者の入学の規定はない。	2-1
第157 条	―	大学院への飛び入学制度はない。	2-1
第158 条	―	大学院への飛び入学制度はない。	2-1
第159 条	―	大学院への飛び入学制度はない。	2-1
第160 条	―	大学院への飛び入学制度はない。	2-1

大学院設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第1 条	○	学校教育法等の関係法令が定める基準を満たしており、また、水準の向上に努めている。	6-2 6-3

第1 条の 2	○	大学院学則第 1 条において教育上の目的について規定している。	1-1 1-2
第1 条の 3	○	大学院学則第 16 条及び入学者選抜規程において規定している。	2-1
第2 条	○	大学院学則第 3 条において規定し、大学院に修士課程を設置している。	1-2
第2 条の 2	―	専ら夜間において教育を行う課程は設置していない。	1-2
第3 条	○	大学院学則第 1 条において大学院の目的について、また、第 12 条において修業年限について規定している。	1-2
第4 条	―	博士課程は設置していない。	1-2
第5 条	○	大学院設置基準に則り、適切な数の教員及び職員を配置している。	1-2
第6 条	○	看護学研究科に看護学専攻を置いている。	1-2
第7 条	○	看護学研究科は、看護学部と適切な連携を図っている。	1-2
第7 条の 2	―	複数の大学が協力して教育研究を行う研究科は設置していない。	1-2 3-2 4-2
第7 条の 3	―	研究科以外の基本組織は設置していない。	1-2 3-2 4-2
第8 条	○	適切な各分野の教員及び事務職員等を配置し、組織間の有機的な連携が図れるように教育研究実施組織を編成している。	2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第9 条	○	本条各号の資格を有する教員の基準を満たしている。	3-2 4-2
第9 条の 3	○	大学運営・質保証推進会議にてFD・SDを統括し、授業内容及び研修の改善を図るための組織的な研修及び研修を実施している。	3-2 3-3 4-2 4-3
第10 条	○	大学院学則第 3 条第2 項において収容定員を規定している。	2-1
第11 条	○	大学院学則第 27 条において授業科目を規定している。	3-2
第12 条	○	大学院学則第 27 条において授業科目を規定している。	2-2 3-2
第13 条	○	研究指導は、所定の資格を有する教員が行っている。	2-2 3-2

第14 条	○	社会人学生に対して，大学院での学修を容易とするために「大学院設置基準第１４条に基づく教育方法の特例制度」を用いた運用を行っている。	3-2
第14 条の２	○	シラバス及び学修ガイダンスにおいて授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画を明示するとともに、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定の基準を明示している。	3-1
第15 条	○	大学院学則において各授業の単位数、授業期間、学生数、単位の授与、他大学における履修、入学前の既修得単位等の認定、長期にわたる教育課程の履修、科目等履修生についてそれぞれ規定している。また、授業方法については履修規則で規定している。	2-2 2-5 3-1 3-2
第16 条	○	大学院学則第 34 条において修了要件を規定している。	3-1
第17 条	―	博士課程は設置していない。	3-1
第19 条	○	教育研究に必要な講義室、研究室、実験・実習室、演習室等を備えている。	2-5
第20 条	○	必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えている。	2-5
第21 条	○	図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を整理して備えている。	2-5
第22 条	○	教育研究上支障が生じない範囲で、学部の施設及び設備を共用している。	2-5
第22 条の２	○	2つのキャンパスは、教育研究に必要な機器等を備えている。	2-5
第22 条の３	○	研究科において必要な経費を確保し、環境の整備に努めている。	2-5 4-4
第22 条の４	○	研究科の名称は、適当であるとともに、教育研究上の目的にふさわしいものである。	1-1
第23 条	―	独立大学院は設置していない。	1-1 1-2
第24 条	―	独立大学院は設置していない。	2-5
第25 条	―	通信教育課程は設置していない。	3-2
第26 条	―	通信教育は行っていない。	3-2
第27 条	―	通信教育を併せ行っていない。	3-2 4-2
第28 条	―	通信教育は行っていない。	2-2 3-1 3-2

第29 条	―	通信教育は行っていない。	2-5
第30 条	―	通信教育は行っていない。	2-2 3-2
第30 条の２	―	研究科等連係課程実施基本組織は設置していない。	3-2
第31 条	―	共同教育課程は編成していない。	3-2
第32 条	―	共同教育課程は編成していない。	3-1
第33 条	―	共同教育課程は編成していない。	3-1
第34 条	―	共同教育課程は編成していない。	2-5
第34 条の２	―	工学を専攻する研究科は設置していない。	3-2
第34 条の３	―	工学分野の連続性に配慮した教育課程は設置していない。	4-2
第42 条	―	博士課程は設置していない。	2-3
第43 条	○	授業料、入学料その他の費用及び修学に係る経済的負担の軽減を図るための措置に関する情報を、学修ガイダンス等に明示している。	2-4
第45 条	―	外国に組織を設置していない。	1-2
第46 条	―	段階的整備は行っていない。	2-5 4-2

専門職大学院設置基準【該当なし】

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第1 条			6-2 6-3
第2 条			1-2
第3 条			3-1
第4 条			3-2 4-2
第5 条			3-2 4-2
第5 条の２			3-2 3-3 4-2
第6 条			3-2
第6 条の２			3-2

第6 条の 3			3-2
第7 条			2-5
第8 条			2-2 3-2
第9 条			2-2 3-2
第10 条			3-1
第11 条			3-2
第12 条			3-1
第13 条			3-1
第14 条			3-1
第15 条			3-1
第16 条			3-1
第17 条			1-2 2-2 2-5 3-2
			4-2 4-3
第18 条			1-2 3-1 3-2
第19 条			2-1
第20 条			2-1
第21 条			3-1
第22 条			3-1
第23 条			3-1
第24 条			3-1
第25 条			3-1
第26 条			1-2 3-1 3-2
第27 条			3-1
第28 条			3-1
第29 条			3-1
第30 条			3-1
第31 条			3-2
第32 条			3-2
第33 条			3-1

第34 条			3-1
第42 条			6-2 6-3

学位規則(大学院関係)

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第3 条	○	大学院学則第 35 条及び学位規則において学位授与を規定している。	3-1
第4 条	―	博士課程を設置していない。	3-1
第5 条	○	他の大学院等の教員の協力を得ることができる運用をしている。	3-1
第12 条	―	博士課程を設置していない。	3-1

大学通信教育設置基準【該当なし】

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第1 条			6-2 6-3
第2 条			3-2
第3 条			2-2 3-2
第4 条			3-2
第5 条			3-1
第6 条			3-1
第7 条			3-1
第8 条			3-2 4-2
第9 条			2-5
第10 条			2-5
第11 条			2-2 3-2
第13 条			6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「―」 で記載すること。
※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。
※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

Ⅷ. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F－1】	理事長名、学長名等	
【表 F－2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F－3】	外部評価の実施概要	
【表 2－1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2－2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 2－3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2－4】	就職相談室等の状況	
【表 2－5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2－6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2－7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2－8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2－9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2－10】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 2－11】	図書館の開館状況	
【表 2－12】	情報センター等の状況	
【表 3－1】	授業科目の概要	
【表 3－2】	成績評価基準	
【表 3－3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3－4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4－1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4－2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5－1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5－2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5－3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5－4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5－5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為（紙媒体）	
	学校法人鉄蕉館寄附行為 https://www.kameda.ac.jp/common/pdf/corporate/kifukoi2020_4_1.pdf	
【資料 F-2】	大学案内	
	亀田医療大学 GUIDE BOOK 2023	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則（紙媒体）	
	亀田医療大学学則、亀田医療大学大学院学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	2023 年度亀田医療大学学生募集要項 2023 年度亀田医療大学大学院学生募集要項	
【資料 F-5】	学生便覧	
	学生便覧 2023	
【資料 F-6】	事業計画書	
	学校法人鉄蕉館 2023(令和 5)年度 事業計画書 https://www.kameda.ac.jp/corporate/report/	大学ホームページ 法人情報
【資料 F-7】	事業報告書	
	学校法人鉄蕉館 2023(令和 5)年度 事業報告書 https://www.kameda.ac.jp/corporate/report/	大学ホームページ 法人情報
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	アクセスマップ キャンパスマップ https://www.kameda.ac.jp/access/	
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧及び規定集（電子データ）	
	学校法人鉄蕉館規程集（目次） 亀田医療大学規程集（目次） 内規・取扱（目次）	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	令和 5 年度学校法人鉄蕉館役員名簿 令和 5 年度学校法人鉄蕉館理事会・評議員会開催状況表	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）及び監事監査報告書（過去 5 年間）	
	学校法人鉄蕉館 令和元～5 年度 財務計算に関する書類 学校法人鉄蕉館 令和元～5 年度 監査報告書 https://www.kameda.ac.jp/corporate/report/	大学ホームページ 法人情報
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ）	
	2023 年度亀田医療大学シラバス 2023 年度亀田医療大学大学院要覧	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	ディプロマ・ポリシー(DP)、カリキュラム・ポリシー(CP)、アドミッション・ポリシー(AP)	【資料 F-2】参照
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	令和 2 年度大学等設置に係る寄附行為(変更)認可後の財政状況及び施設等整備計画の履行状況報告書	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	なし	該当なし

1.使命・目的等基準 1.使命・目的等基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-①-1】	亀田医療大学学則、亀田医療大学大学院学則	【資料 F-3】参照
【資料 1-1-①-2】	学生便覧 2023	【資料 F-5】参照
【資料 1-1-②-1】	亀田医療大学ホームページ抜粋： 看護学部 https://www.kameda.ac.jp/department/college/ 大学院 https://www.kameda.ac.jp/department/graduate/	
【資料 1-1-②-2】	亀田医療大学 GUIDE BOOK 2023	【資料 F-2】参照
【資料 1-1-③-1】	亀田医療大学ホームページ 抜粋 （実習病院紹介） https://www.kameda.ac.jp/department/college/training/	
【資料 1-1-③-2】	亀田医療大学 GUIDE BOOK 2023 (P12～15)	【資料 F-2】参照
【資料 1-1-④-1】	亀田医療大学 大学運営・質保証推進会議規程	
【資料 1-1-④-2】	亀田医療大学 教授会規程	
【資料 1-1-④-3】	亀田医療大学 大学院教授会規程	
【資料 1-1-④-4】	亀田医療大学 学科会議規程	
【資料 1-1-④-5】	亀田医療大学 大学院研究科委員会規程	
【資料 1-1-④-6】	亀田医療大学 規程集 目次（各種委員会名記載）	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-①-1】	学校法人鉄蕉館寄附行為	【資料 F-1】参照
【資料 1-2-①-2】	亀田医療大学学則、亀田医療大学大学院学則	【資料 F-3】参照
【資料 1-2-①-3】	2023 年度 亀田医療大学学生募集要項 2023 年度 亀田医療大学大学院学生募集要項	【資料 F-4】参照
【資料 1-2-①-4】	学生便覧 2023	【資料 F-5】参照
【資料 1-2-①-5】	学校法人鉄蕉館 2023(令和 5)年度 事業計画書	【資料 F-6】参照
【資料 1-2-①-6】	学校法人鉄蕉館 2023(令和 5)年度 事業報告書	【資料 F-7】参照
【資料 1-2-①-7】	2023 年度亀田医療大学シラバス 2023 年度亀田医療大学大学院要覧	【資料 F-12】参照
【資料 1-2-②-1】	亀田医療大学 GUIDE BOOK 2023	【資料 F-2】参照
【資料 1-2-②-2】	亀田医療大学学則、亀田医療大学大学院学則	【資料 F-3】参照
【資料 1-2-②-3】	2023 年度 亀田医療大学学生募集要項 2023 年度 亀田医療大学大学院学生募集要項	【資料 F-4】参照
【資料 1-2-②-4】	学生便覧 2023	【資料 F-5】参照
【資料 1-2-②-5】	2023 年度亀田医療大学シラバス 2023 年度亀田医療大学大学院要覧	【資料 F-12】参照
【資料 1-2-②-6】	亀田医療大学ホームページ 抜粋 学　部：看護学部 ｜ 亀田医療大学 (kameda.ac.jp) 大学院：大学院 (修士課程) ｜ 亀田医療大学 (kameda.ac.jp)	【資料 1-1-②-1】参照
【資料 1-2-③-1】	学校法人鉄蕉館 第二期中期計画 (2021-2025)	
【資料 1-2-③-2】	学校法人鉄蕉館 2022 (令和 4) 年度 事業報告書	
【資料 1-2-④-1】	2023 年度亀田医療大学シラバス	【資料 F-12】参照
【資料 1-2-④-2】	2023 年度亀田医療大学大学院要覧	【資料 F-12】参照
【資料 1-2-⑤-1】	学校法人鉄蕉館 組織図(2023.5.1)	

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-①-1】	2023 年度 亀田医療大学学生募集要項 2023 年度 亀田医療大学大学院学生募集要項	【資料 F-4】参照
【資料 2-1-②-1】	2023 年度 亀田医療大学学生募集要項 2023 年度 亀田医療大学大学院学生募集要項	【資料 F-4】参照
【資料 2-1-③-1】	令和 5 年度 学校法人基礎調査（学生数・学部）	
【資料 2-1-③-2】	令和 5 年度 学校法人基礎調査（学生数・看護学研究科）	
【資料 2-1-③-3】	令和 5 年度 大学院個別相談会（2023.8.8）	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-①-1】	亀田医療大学教務・カリキュラム委員会規則	
【資料 2-2-①-2】	亀田医療大学学習支援委員会規定	
【資料 2-2-①-3】	亀田医療大学学生支援委員会規則	
【資料 2-2-①-4】	亀田医療大学履修規則（第 5 条含む）	
【資料 2-2-①-5】	亀田医療大学 GPA 制度取扱要項	
【資料 2-2-①-6】	チューター制について（教員用）	
【資料 2-2-①-7】	2023 年度　学生生活満足度・実態調査報告書	
【資料 2-2-①-8】	2023 年度 亀田医療大学大学院要覧	【資料 F-12】参照
【資料 2-2-①-9】	亀田医療大学院教授会規定	【資料 1-1-④-3】参照
【資料 2-2-①-10】	亀田医療大学院研究科委員会規定	【資料 1-1-④-5】参照
【資料 2-2-②-1】	2023 年度 亀田医療大学学生募集要項	【資料 F-4】参照
【資料 2-2-②-2】	亀田医療大学障害学生支援規程	
【資料 2-2-②-3】	学生便覧 2023	【資料 F-5】参照
【資料 2-2-②-4】	2023 年度 亀田医療大学大学院要覧	【資料 F-12】参照
【資料 2-2-②-5】	アセスメント・ポリシー	
【資料 2-2-②-6】	亀田医療大学大学院長期履修に関する規程	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-①-1】	亀田医療大学学生支援委員会規則	【資料 2-2-①-3】参照
【資料 2-3-①-2】	亀田医療大学教務・カリキュラム委員会規則	【資料 2-2-①-1】参照
【資料 2-3-①-3】	亀田医療大学学習支援委員会規則	【資料 2-2-①-2】参照
【資料 2-3-①-4】	2023 年度学生支援委員会役割分担	
【資料 2-3-①-5】	就職支援ガイダンス資料	
【資料 2-3-①-6】	キャリア教育について（2023 年第 10 回学科会議資料）	
【資料 2-3-①-7】	国試対策について（2023 年第 1 回学習支援委員会資料）	
【資料 2-3-①-8】	1～4 年生模試について （2023 年第 1 回学習支援委員会資料）	
【資料 2-3-①-9】	4 年生の補講について （2023 年第 1 回学習支援委員会資料）	
【資料 2-3-①-10】	国試ガイダンスについて （2023 年第 1 回学習支援委員会資料）	
【資料 2-3-①-11】	卒業生の集いについて （2023 年第 1 回学習支援委員会資料）	
【資料 2-3-①-12】	ポートフォリオについて （2023 年第 1 回学習支援委員会資料）	
2-4. 学生サービス		

【資料 2-4-①-1】	亀大医療大学学生支援委員会規則	【資料 2-2-①-3】参照
【資料 2-4-①-2】	亀田医療大学保健室規則	
【資料 2-4-①-3】	2023 年度 保健室運営報告	
【資料 2-4-①-4】	学生相談のご案内	
【資料 2-4-①-5】	亀田メディカルセンター 奨学金・修学資金制度のてびき（亀田医療大学用）	
【資料 2-4-①-6】	学生自治会年間活動一覧	
【資料 2-4-①-7】	亀田医療大学ボランティアに関する規則	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-①-1】	学校施設調査票	
【資料 2-5-①-2】	亀田医療大学校舎配置図	
【資料 2-5-①-3】	大学構内案内図	
【資料 2-5-①-4】	横渚キャンパス　本館・研究棟　平面図	
【資料 2-5-①-5】	横渚キャンパス　学生会館　平面図	
【資料 2-5-①-6】	東町キャンパス　平面図	
【資料 2-5-①-7】	土地使用賃借契約書	
【資料 2-5-①-8】	亀田医療大学本館及び研究棟使用規則	
【資料 2-5-①-9】	亀田医療大学学生会館使用規則	
【資料 2-5-①-10】	亀田医療大学体育施設使用規則	
【資料 2-5-①-11】	亀田医療大学大学院東町キャンパス 2 号館施設使用規則	
【資料 2-5-②-1】	学校法人鉄蕉館図書管理規程	
【資料 2-5-②-2】	亀田医療大学図書館管理規程	
【資料 2-5-②-3】	亀田医療大学図書館利用規程	
【資料 2-5-②-4】	亀田医療大学図書委員会規則	
【資料 2-5-②-5】	亀田医療大学 ICT システム （2023 年　入学時ガイダンス資料）	
【資料 2-5-③-1】	施設・設備・利便性に向けた取り組み	
【資料 2-5-④-1】	2023.English 1 年生.A クラス.B クラス.分け	
【資料 2-5-④-2】	2023 年度後期　臨地実習計画グループ分け	
【資料 2-5-④-3】	2023 年度　研究ゼミナール　学生配置	
【資料 2-5-④-4】	大学院全学生情報	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-①-1】	学生便覧 2023	【資料 F-5】参照
【資料 2-6-①-2】	亀田医療大学 学生による授業評価アンケート実施要項	
【資料 2-6-①-3】	教員による授業評価作成要項	
【資料 2-6-①-4】	2023 年度　1 年生　ガイダンス　（VOICE ボックス）	
【資料 2-6-①-5】	大学院生による授業評価実施要項	
【資料 2-6-①-6】	2023 年度　大学院修了時調査結果	
【資料 2-6-②-1】	学生便覧 2023	【資料 F-5】参照
【資料 2-6-②-2】	亀田医療大学保健室規則	【資料 2-4-①-2】参照
【資料 2-6-②-3】	学生相談のご案内	【資料 2-4-①-4】参照
【資料 2-6-②-4】	亀田メディカルセンター 奨学金・修学資金制度のてびき（亀田医療大学用）	【資料 2-4-①-5】参照
【資料 2-6-②-5】	2023 年度亀田医療大学大学院要覧	【資料 F-12】参照
【資料 2-6-②-6】	2023 年度　学生生活満足度・実態調査	【資料 2-2-①-7】参照

【資料 2-6-②-7】	2023 年度　大学院修了時調査結果	【資料 2-6-①-6】参照
【資料 2-6-③-1】	2023 年度　学生生活満足度・実態調査	【資料 2-2-①-7】参照
【資料 2-6-③-2】	2023 年度　大学院修了時調査	【資料 2-6-②-6】参照
【資料 2-6-③-3】	学生便覧　2023	【資料 F-5】参照

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-①-1】	亀田医療大学学則	【資料 F-3】参照
【資料 3-1-①-2】	亀田医療大学大学院学則	【資料 F-3】参照
【資料 3-1-①-3】	2023 年度亀田医療大学シラバス	【資料 F-12】参照
【資料 3-1-①-4】	学生便覧 2023	【資料 F-5】参照
【資料 3-1-①-5】	2023 年度亀田医療大学大学院要覧	【資料 F-12】参照
【資料 3-1-①-6】	2023 年度学部ガイダンス （亀田医療大学ガイダンス（1 年生）資料）	
【資料 3-1-①-7】	2023 年度大学院ガイダンス	
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-⑤-1】	亀田医療大学学則	【資料 F-3】参照
【資料 3-2-⑤-2】	亀田医療大学大学院学則	【資料 F-3】参照
【資料 3-2-⑤-3】	2023 年度亀田医療大学シラバス	【資料 F-12】参照
【資料 3-2-⑤-4】	学生便覧 2023	【資料 F-5】参照
【資料 3-2-⑤-5】	2023 年度亀田医療大学大学院要覧	【資料 F-12】参照
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-②-1】	亀田医療大学学則	【資料 F-3】参照
【資料 3-3-②-2】	亀田医療大学大学院学則	【資料 F-3】参照
【資料 3-3-②-3】	2023 年度亀田医療大学シラバス	【資料 F-12】参照
【資料 3-3-②-4】	学生便覧 2023	【資料 F-5】参照
【資料 3-3-②-5】	2023 年度亀田医療大学大学院要覧	【資料 F-12】参照

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-①-1】	亀田医療大学 ガバナンス・コード 取組点検の結果について	
【資料 4-1-①-2】	学校法人鉄蕉館 組織図(2023.5.1)	【資料 1-2-⑤-1】参照
【資料 4-1-①-3】	亀田医療大学学則、亀田医療大学大学院学則	【資料 F-3】参照
【資料 4-1-①-4】	亀田医療大学 学長戦略室規程	
【資料 4-1-①-5】	亀田医療大学 大学運営・質保証推進会議規程	【資料 1-1-④-1】参照
【資料 4-1-②-1】	亀田医療大学学則、亀田医療大学大学院学則	【資料 F-3】参照
【資料 4-1-②-2】	学長の命を受けて副学長がつかさどる事項	
【資料 4-1-②-3】 【資料 4-1-②-4】	亀田医療大学教授会規程 亀田医療大学大学院教授会規 教授会で意見を聴く事項 大学院教授会で意見を聴く事項	【資料 1-1-④-2】参照 【資料 1-1-④-3】参照
【資料 4-1-③-1】	学校法人鉄蕉館 組織図（2023.5.1）	【資料 1-2-⑤-1】参照
【資料 4-1-③-2】 【資料 4-1-③-3】	2023 年度 委員会構成員一覧 学生便覧 2023(P34～P36)	 【資料 F-5】参照

【資料 4-1-③-4】	学校法人鉄蕉館 事務組織規程	
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-①-1】	階級別教員数（看護学部、大学院看護学研究科 R5.5.1 現在）	
【資料 4-2-①-2】	亀田医療大学教員選考規程	
【資料 4-2-①-3】	亀田医療大学教員選考基準	
【資料 4-2-①-4】	亀田医療大学教員選考基準に関する運用方針	
【資料 4-2-①-5】	亀田医療大学教員業績評価に関する規程	
【資料 4-2-①-6】	亀田医療大学教員業績評価実施要項	
【資料 4-2-②-1】	亀田医療大学大学運営・質保証推進会議規程	【資料 1-1-④-1】参照
【資料 4-2-②-2】	R5 年度 FD・SD 研修実施報告書	
【資料 4-2-②-3】	R5 年度 FD・SD 企画案	
【資料 4-2-②-4】	委員会活動報告書：令和 5 年度 SDFD_大学運営・質保証推進会議	
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-①-1】	R5 年度 FD・SD 研修実施報告書	【資料 4-2-②-2】参照
【資料 4-3-①-2】	R5 年度 FD・SD 企画案	【資料 4-2-②-3】参照
【資料 4-3-①-3】	亀田医療大学大学運営・質保証推進会議規程	【資料 1-1-④-1】参照
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-①-1】	学生便覧 2023（p178～p179）	【資料 F-5】参照
【資料 4-4-①-2】	学校施設調査票	
【資料 4-4-①-3】	亀田医療大学ホームページ抜粋「図書館」 https://www.lib-finder.net/kameda/page_detail?id=108	
【資料 4-4-①-4】	亀田医療大学総合研究所規程	
【資料 4-4-②-1】	亀田医療大学研究倫理審査検討委員会規則	
【資料 4-4-②-2】	亀田医療大学研究倫理審査委員会規則に関する細則	
【資料 4-4-②-3】	2023 年度委員会構成員一覧	【資料 4-1-③-2】参照
【資料 4-4-②-4】	亀田医療大学研究倫理研究会等実施概要	
【資料 4-4-②-5】	2023 年度亀田医療大学シラバス	【資料 F-12】参照
【資料 4-4-②-6】	亀田医療大学における研究活動上の不正行為に関する取扱規程	
【資料 4-4-②-7】	亀田医療大学研究活動上の不正行為防止体制整備規程	
【資料 4-4-②-8】	令和 5 年度　科研費学内説明会資料	
【資料 4-4-③-1】	亀田医療大学教員研究費規程	
【資料 4-4-③-2】	亀田医療大学学長裁量経費配分方針	
【資料 4-4-③-3】	令和 5 年度　科研費学内説明会資料	**【資料 4-4-②-8】参照**
【資料 4-4-③-4】	亀田医療大学研究倫理審査検討委員会規則	**【資料 4-4-②-1】参照**
【資料 4-4-③-5】	亀田医療大学研究倫理審査委員会規則に関する細則	**【資料 4-4-②-2】参照**
【資料 4-4-③-6】	2023 年度委員会構成員一覧	【資料 4-1-③-2】参照
【資料 4-4-③-7】	亀田医療大学総合研究所規程	**【資料 4-4-①-4】参照**

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-①-1】	学校法人鉄蕉館 寄附行為	【資料 F-1】参照
【資料 5-1-①-2】	亀田医療大学 利益相反ポリシー	

【資料 5-1-①-3】	亀田医療大学 利益相反管理規程	
【資料 5-1-①-4】	学校法人鉄蕉館 個人情報保護規程	
【資料 5-1-①-5】	学校法人鉄蕉館 公益通報者保護規程	
【資料 5-1-②-1】	学校法人鉄蕉館 第二期中期計画（2021-2025）	【資料 1-2-③-1】参照
【資料 5-1-②-2】	学校法人鉄蕉館 監事監査規程	
【資料 5-1-③-1】	建物の環境保全について	
【資料 5-1-③-2】	学生便覧 2023（P57）	【資料 F-5】参照
【資料 5-1-③-3】	学校法人鉄蕉館 安全衛生委員会規則	
【資料 5-1-③-4】	学校法人鉄蕉館 ハラスメント防止等に関する規程	
【資料 5-1-③-5】	学校法人鉄蕉館 ハラスメント防止等に関する細則	
【資料 5-1-③-6】	亀田医療大学 ハラスメント防止・対策委員会規則	
【資料 5-1-③-7】	ハラスメント防止と対応についてのガイドライン	
【資料 5-1-③-8】	ハラスメントガイドライン学生用 2023 年度版(ハラスメント防止と対応)	
【資料 5-1-③-9】	学校法人鉄蕉館 個人情報保護規程	【資料 5-1-①-4】参照
【資料 5-1-③-10】	鴨川市防災マップ WEB サイト 鴨川市防災マップ WEB サイト（kamogawa.lg.jp）	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-①-1】	学校法人鉄蕉館寄附行為	【資料 F-1】参照
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-①-1】	学校法人鉄蕉館寄附行為	【資料 F-1】参照
【資料 5-3-①-2】	学校法人鉄蕉館経営会議要項	
【資料 5-3-②-1】	学校法人鉄蕉館寄附行為	【資料 F-1】参照
【資料 5-3-②-2】	監事監査報告書（令和 5 年 5 月 22 日）	
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-①-1】	学校法人鉄蕉館 経営会議要項	【資料 5-2-①-2】参照
【資料 5-4-①-2】	学校法人鉄蕉館 第二期中期計画（2021-2025）	【資料 1-2-③-1】参照
【資料 5-4-①-3】	学校法人鉄蕉館 資金収支計算書(R5.4.1～R6.3.31)	
【資料 5-4-①-4】	学校法人鉄蕉館 2023（令和 5）年度 事業計画書	【資料 F-6】参照
【資料 5-4-②-1】	2023（令和 5）年度 事業報告書(P45)	【資料 F-7】参照
【資料 5-4-②-2】	亀田医療大学ホームページ抜粋： 寄付金の募集 ｜ 亀田医療大学（kameda.ac.jp）	
【資料 5-4-②-3】	2023（令和 5）年度科研費一覧表	
【資料 5-4-②-4】	全教員が科研費申請に取り組む強化月間	
5-5. 会計		
【資料 5-5-①-1】	学校法人鉄蕉館 経理規程	
【資料 5-5-①-2】	学校法人鉄蕉館 固定資産及び物品管理規程	
【資料 5-5-②-1】	学校法人鉄蕉館 監事監査規程	【資料 5-1-②-2】参照
【資料 5-5-②-2】	学校法人鉄蕉館 内部監査規程	
【資料 5-5-②-3】	監事監査報告書（令和 5 年 5 月 22 日）	【資料 5-3-②-2】参照

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-①-1】	亀田医療大学 大学運営・質保証推進会議規程	【資料 1-1-④-1】参照
【資料 6-1-①-2】	亀田医療大学 学長戦略室規程	【資料 4-1-①-4】参照
【資料 6-1-①-3】	亀田医療大学 3 つのポリシーと教育の内部質保証(PDCA サイクル)	

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-①-1】	亀田医療大学学則	【資料 F-3】参照
【資料 6-2-①-2】	**2023 年度　学生による**授業評価アンケート	【資料 2-6-①-2】参照
【資料 6-2-①-3】	**2023 年度　教員による授業評価**	**【資料 2-6-①-3】参照**
【資料 6-2-①-4】	2023 年度　看護実践能力修得度評価表	
【資料 6-2-①-5】	2023 年度ペーパーオブザイヤー募集要項のご案内	
【資料 6-2-①-6】	令和 5 年度　亀田医療大学研究交流会（チラシ）	
【資料 6-2-①-7】	学校法人鉄蕉館 2023(令和 5)年度　事業活動報告書	【資料 F-7】参照
【資料 6-2-①-8】	亀田医療大学教員業績評価実施要項（様式含む）	【資料 4-2-①-6】参照
【資料 6-2-①-9】	亀田医療大学 2021(令和 3)年度 自己点検評価書	
【資料 6-2-②-1】	亀田医療大学 学長戦略室規程	【資料 4-1-①-4】参照
【資料 6-2-②-2】	2023 年度　学長戦略室「内部質評価プロジェクト」活動報告	
【資料 6-2-②-3】	2023 年度　学長戦略室「IR 部門」活動報告	
【資料 6-2-②-4】	2023 年度　学長戦略室「評価部門」活動報告	
【資料 6-2-②-5】	2023 年度　看護実践能力修得度評価表	【資料 6-2-①-4】参照
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-①-1】	亀田医療大学 3 つのポリシーと教育の内部質保証(PDCA サイクル)	【資料 6-1-①-3】参照
【資料 6-3-①-2】	2023 年度　学長戦略室「内部質評価プロジェクト」活動報告	【資料 6-2-②-2】参照

基準 A. 地域社会貢献

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 地域貢献活動の実施		
【資料 A-1-①-1】	亀田医療大学地域連携・生涯学習センター規程	
【資料 A-1-①-2】	亀田医療大学ホームページ抜粋： 「亀田医療大学地域連携・生涯学習センター」 地域貢献 ｜ 亀田医療大学 (kameda.ac.jp)	
【資料 A-1-①-3】	記事：亀田医療大学（略）チーム医療探究学習を開講 https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000006.000101512.html	